

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 21 . 2 定 )

|      |   |     |              |
|------|---|-----|--------------|
| 日 時  | 平成 2 1 年 6 月 2 2 日 ( 月 )  | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
|      |   | 閉 会 | 午後 4 時 4 9 分 |
| 場 所  | 第 2 委 員 会 室   |     |              |
| 議 題  | 付 託 案 件   |     |              |
| 出席委員 | 高橋委員長、大竹副委員長、鈴木・成田(祐)・菊地・斉藤(陽)・濱本・山口・北野 各委員   |     |              |
| 説明員  | 市長、副市長、教育長、病院局長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 |     |              |

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書 記

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が斉藤陽一良委員に、吹田委員が成田祐樹委員に、中島委員が北野委員に、林下委員が山口委員に、前田委員が鈴木委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

-----  
斉藤（陽）委員

自治基本条例の制定について

自治基本条例の制定にかかわって一般質問をしましたので、何点が伺ってまいりたいと思います。

まず、必要性ということなのですが、市長の御答弁では、「みずから決定し、行ったことに責任を持つという、いわゆる地方分権の考え方が求められ、市民と行政が協働するということが重要であり、そのためには、市民と行政がともに考え、行動するための基本的なルールが必要」ということで、自治基本条例の制定ということに向かわざるを得ないという御答弁をいただいております。いわゆる市政の現状、課題についての情報を共有するという部分では、従来、情報公開条例というのが本市にもございますけれども、請求があった場合に情報を開示するというところから一歩進んで、行政のほうから積極的に情報発信をしていくという姿勢も必要ではないかとまず基本的に考えるわけですが、情報公開条例というところから一歩進んだ市民と行政の情報共有という部分について、御見解をお伺いしたいと思います。

（総務）企画政策室上石主幹

ただいまの御質問ですが、現在、庁内研究会の中で、自治基本条例のあり方について整理をしております。今後、市民と議論を重ねていく中で、条例の素案などもつくっていきますけれども、その中で情報公開がどういう形でできるのかということ踏まえまして、これから議論に入っていくと思いますけれども、現在、市長への手紙などは、その回答を含めて、ある程度ホームページのほうで公開をしている状況であります。

斉藤（陽）委員

その情報発信の一つの分野だと思うのですが、いわゆる行政上のミスについて、普通一般的にはどちらかというあまり大げさにしない場合が多いと思うのですが、ミスにはいろいろなレベルがあると思います。本当にケアレスミス的な書類上の文字の誤りとか、名前の読み違いとか、書き違いとか、そういった割と軽微なものから本当に行政判断の大きな間違いみたいな、失政と言われるような、見解が分かれるような、そういう大きな部分までいろいろなレベルのミスがあり得ると思うのですが、どのようなレベルのものについても、基本的にそういう失敗を隠さないというか、むしろオープンにする。そういう失敗を糧として一つ一つ至らない部分を改善するための非常にいい素材というふうにとらえて、それを大事にするといいますが、間違いを奨励するわけではないのですけれども、間違いがあったら、それを責め立てるという感覚ではなく、その間違いを、では次の段階で起こらなくするためにどうしたらいいかということをお互に共通の地盤で考える。いわゆる医療ミスや医療過誤という部分の改善の方法でよく言われることですが、そういった手法を行政の上でも取り入れていくべきではないかと、そういう意味での情報共有といいますが、情報公開ということも大事ではないかと思うのです。

それで、本市には服務規程あるいは倫理規程、懲戒規程とございますが、現行の小樽市の行政上のいわゆるミス

については、どういうふうに把握をされていて、どういう処理をされて、どういう改善の方法がとられているのか、現状についてお知らせをいただきたいと思います。

総務部長

服務規程、倫理規程、それから懲戒のお話もありましたけれども、一般的に各職場で当然多種多様な業務をやっていますので、間違いは常に起こると思います。各部の中でいろいろな検証をしながら、それを整理して次に生かしていくというのは日常的に行っております。ただ、今御質問がありました中で、倫理規程に絡むものはまたちょっと別なのですが、場合によっては、服務規定に触れる、あるいは懲戒処分までいくような話になれば大変大きな事案で、多大な迷惑をかける、あるいは損失を与える、そういうことになれば、当然懲戒という処理をすることも現実だろうと思います。

斉藤（陽）委員

そういう大きな部分は懲戒ということになるのですけれども、むしろ今私が聞きたいのは、比較的軽微で日常によく起こるようなもので、それがあつるレベルに積み上がると大きな事故やミスにつながるということもあるので、むしろその軽微な部分についてどういう対応をして、どういう改善するのかということがお聞きしたいところなのです。

総務部長

御指摘がありましたとおり、特に近年、情報システム課を中心に、どうしても機械処理の作業が増えている中で、特に国からのいろいろな通知を含めて複雑になっておりますので、いろいろな意味で見落としなどが出てきます。そういったものも含めて、日常的には職場の中で検証をして、その中で反省をしながら進めているわけですが、特に、毎年度の監査の中でもかなり間違いの指摘もございます。それらは、各職場の中で、監査からの指摘を含めて、それについての改善もしながらやっているというのが現状です。

ですから、御指摘のとおり、今、特に税情報などを中心に、かなりいろいろな分野でその情報を使うことが多いものですから、常に各部で担当者の打合せを何度もしながら、できる限り間違いのないようにということで進めているのが現状です。

斉藤（陽）委員

実例として、名前の書き違いや読み違いなどで他の行政庁とかかわる場合、小樽市であれば、例えば身体障害者手帳の交付申請や変更などといった部分で後志支庁に書類を提出し、後志支庁のほうで読み違って、間違つたものが来てしまったという場合に、その訂正すべきところを見逃して、結局、市民のところまでその間違つたものが行つてしまい、手帳に正式な名前が記載されていないということで、御本人からこれは違うという指摘が来るといったこともあるのですけれども、そういった業務改善につながるような要素というのはあるわけです。

山田市長が市長になられてわりと始めのころに、小樽市職員提案規程という画期的な、いろいろな改善の提案をするシステムをつくられたように記憶するのですけれども、こういうシステムを生かして、現場の知恵を結集し、こう改善するとそういう見落としが減るとか、後志支庁に書類を上げるときにはだれがダブルチェックをするのかという、そういう改善を細かく、その人がどうのこうのというのではなくて、ミスが起きないように仕組みをつかっていくという、そういうシステムの物の考え方をみんなでしていくといったことについてはいかがでしょうか。

総務部長

御指摘のとおり、大事なことだと思います。特に、情報的に言うと、住民基本台帳は戸籍住民課が基本的に中心になって管理し、税情報は市民税課を中心に管理していますが、その辺の情報を一緒に使って作業をしているのが福祉部や医療保険部などで、そういうところに全部つながっているわけです。そういう意味では、やはり中心のところ間違えまふと、すべてに因果関係として飛び火をするという危険性もはらんでいますので、日常的にどうしても情報システム課が中心になりますけれども、各担当や係長レベル、課長レベルを含めて意見交換をしながら、

ある意味ではマニュアルもつくりながらしなければならないものはしていくというふうにはなっておりますけれども、かなり多種多様になっているものですから、どうしても関係省庁から年間何件か抜ける部分について、注意されますので、御指摘の件を十分生かしながら進めてまいりたいと思います。

斉藤（陽）委員

行政の一つの気風といいますか、小樽市役所はそういったことには非常にオープンという気風をつくりたいという思いがあるのですね。要するに、そういう細かいところのミスをきちんとみんなでチェックして改善していくということが、逆にもうちょっとレベルの高い、知識を増やすとか、努力を怠らないとか、判断力を高めるといったことにより高度にミスを防ぐことにつながっていくのではないかと、みんなでそういう意識を高めることによって、小樽市はミスを隠さず、失敗をむしろ大事にし、オープンな市役所をぜひ実現していくことから、市民との協働という素地も生まれてくるのではないかと気がするものですから、ちょっと指摘をさせていただきました。

もう一点なのですが、一般質問でも伺いましたけれども、直接民主制的な請求権について、本来は議会があって、議員がいて、議員が行政をチェックするという仕組みですけれども、直接市民がある一定のテーマについて意見を発表するというのか、決定権を行使するというのか、住民投票で意思を明らかにするという直接民主制的な仕組みも自治基本条例に盛り込んでいる自治体もあるわけですけれども、本市においても、そういう住民投票制度についても研究をされる必要もあるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

（総務）企画政策室上石主幹

ただいまの御質問ですが、先進的にもう制定している市におきましては、住民投票について明記されております。これは、重要な課題が生じた場合に、市民の最終的な意見の集約のための手段として住民投票制度を活用するというので先進的な市については位置づけされております。

住民投票の結果に法律的な拘束力がないことから、こういう取扱いをしているわけですけれども、本市としましては、これから市民との策定委員会を設置するわけですが、条例の素案といいますか、中身におきまして今後の策定委員会の中で決めていくことになっておりますので、このことにつきましてもその中で議論をしていきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

今年じゅうに設置されるということですが、懇話会等でも、ぜひテーマとして取り上げていただきたいというふうに思います。

それと、一般質問でもう一点指摘させていただいたのが、行政サービスの範囲ということで、いわゆる具体的にいろいろな市民サービスが財政的な理由から、もういやが応でも手詰めとなっており、そういったことが私の言っている趣旨ではないのですが、本来的に今まではずっと伝統的に市が行ってきた業務であっても、むしろボランティアや町会といった地域団体が担ったほうがより有効というような分野も市の業務の中にあり得ると思うのです。そうした部分の、こういう仕事は本当に市役所がやったほうがいいのかというようなことをみんなで話し合うということがまた、この自治基本条例の制定に当たって必要になってくるのではないかと、そういう仕事の範囲についての議論を喚起する、そういった場面は、この基本条例の制定にかかわって設定をされるというお考えはないでしょうか。

（総務）企画政策室上石主幹

自治基本条例の制定に当たりまして、他都市の状況を見ますと、やはり市民と議論を進めるために 3 年近くかかっているところもあります。その原因としましては、やはりまず市民に自治基本条例というのはどういうものだろうかと、そして、その中の要素に含まれる役割、行政の役割又は市民の役割は何だろう。市民にとってみれば、まず市役所とはどういうことをやるのかということ十分に理解していただかなければ、市民として自分たちの役割として何ができるのかというものは出てこないのではないかと考えております。ですから、今後、設置されます策

定委員会の中で、やはり十分市民と議論をし、ワークショップやいろいろなフォーラム等を行うことで市民も理解を深めて、その中で今言ったような役割というものが出てくるかと思えます。

斉藤（陽）委員

一つのテーマにはしていただきたいというふうに考えております。

薬事法の権限移譲について

6 月 1 日から、改正薬事法というのが施行されたわけですけれども、地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告というのが約 1 年前の昨年の 5 月の末に発表されまして、基礎自治体への権限移譲を行うべき事務ということで、薬事法関係のものがかなりあったのですけれども、小樽市は保健所設置市ということで、本市における薬事法の権限移譲について御説明をいただきたいと思えます。

（保健所）保健総務課長

地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告で、保健所設置市であります小樽市において、権限が移譲されるものとして、次のものがあります。

薬事法の中で、第 4 条の薬局の開設の許可、第 12 条の製造販売業の許可、第 13 条の薬局製造販売医薬品の製造業の許可、第 69 条の薬局開設者からの報告の徴取及び質問、立入検査、第 70 条の医薬品を業務上取り扱う者に対する廃棄等の措置命令、第 72 条の薬局開設者等に対する構造設備の改善命令又は使用禁止の命令、第 75 条の薬局開設者等に対する業務の停止命令及び許可の取消し、以上 7 本となっております。

斉藤（陽）委員

この 7 本のほかに、一般販売業の許可の第 26 条第 1 項、第 27 条、第 35 条はどうなっておりますか。

（保健所）保健総務課長

今、委員がおっしゃいました第 26 条の関係ですが、薬事法に示されています第 26 条第 1 項は一般販売業の許可、第 27 条は一般販売業の管理者の兼務の許可、第 35 条は特例販売業の許可となっております。

斉藤（陽）委員

保健所設置市として、本市は薬局開設者等に対する報告を徴取し、また質問、立入検査を行う権限が与えられているわけですね。そういう保健所設置市としての権限を持った市というわけなのですけれども、この 6 月 1 日から改正薬事法によって、一般用医薬品というのが 3 種類に分けられたということで、その第 2 類、第 3 類については、一般の店でも登録販売者という人がいれば販売できるというふうになったわけですけれども、本市におけるそういった薬事関係の施設の数、薬局が幾らで、そういう一般の販売施設がどのぐらいあるか、現在の数字をお示しいただきたいと思えます。

（保健所）保健総務課長

薬事法の改正によりまして、業態の変更があった内容について説明いたします。

現行といえますか、改正前の薬局につきましては 85 件ありまして、このうち更新によりまして、新法における開設となっておりますのが 1 件ございます。改正前の一般販売業、薬種商販売業につきましては、それぞれ 5 件、27 件あったものが、薬種商販売業が業態の変更によりまして店舗販売業、そういう形になり、1 件新規で移行しております。また、特例販売業等につきましては、今回の薬事法の改正により 2 種で 8 件あったものが 1 件自主廃業をしているということとなっております。

斉藤（陽）委員

今の御答弁を伺うと、あまり変化はなく、増えても 1 件ぐらいというような感じなのですが、これはどういことなのでしょう。報道等によりますと、一般のお店で販売者がいて、風邪薬を買えるようになったという報道があるのですけれども、本市においては何かそういう状況ではないように聞こえたのですが、どうしてですか。

（保健所）保健総務課長

今の業態移行に伴う件数についての状況でございますが、6月1日に改正薬事法が施行されましたけれども、改正法の施行以降、3年間の経過措置というのが設けられており、この関係により、平成24年5月31日までは経過措置があるということで、各種それぞれが許可を持っている期限まで、実際に経過措置の中で今の業態を続けていくことができるといったようなこともありますことから、法改正に伴う届出がまだ少ないものと思っております。

斉藤（陽）委員

従来のところが変わる部分についてはそうなのでしょうけれども、新規に販売をしたいという人は許可の申請があって開設されてもよさそうに思うのですが、そういう申請もないというのはどういうことなのか。

（保健所）保健総務課長

今、市の保健所において薬種商等の業態変更について受け付けているのは、今申し上げた件数ということになっておりますので、ほかにいろいろなお話もあると思いますが、今後も随時出てくるものかというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

結果的に大した増えていないということは、小樽市ではあまり大きく、6月1日を境にして変化はないという感じですが、今後増える可能性はあるわけで、先ほども言いましたように、一般用医薬品については第1類、第2類、第3類というふうになって、登録販売者が販売をできる。営業時間内は、その販売する店舗では、薬剤師又はその登録販売者が常駐しなければならないというようなことで規定されていますけれども、営業時間中、実際にその有資格者が本当に常駐しているのかどうかといった部分についてのチェック、あるいはその必要な説明がその販売に当たってなされているかどうかなど、そういうチェックについてはどのようにされるのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

今、委員からお話がありましたように、今回の薬事法の改正によりまして、登録販売者の通知が義務づけられているところです。登録販売者につきましては、都道府県知事が行う試験を行いまして登録されるということになっております。実際に改正薬事法が施行された中で、薬剤師が常駐をして販売を行うとか、また薬剤に関する効果等の説明等につきましては必ず行っていかなければならないものと、また質問がなくても積極的な情報提供をすれば、相談があった場合には応答が義務づけられているといったようなことが決められております。実際に保健所においても、毎年、薬事関係施設の監視を行っております、この中で7月末以降、営業している各店舗の薬事の監視に入っているところでございます。

斉藤（陽）委員

薬事監視員の立入検査があるということなのですが、本市においては、この監視員の人数は何名ですか。

（保健所）保健総務課長

本市における薬事監視員については、本市保健所保健総務課に医薬担当として2名が在籍しております。

斉藤（陽）委員

その一番最近の資料としては平成20年度になりますね。年間どのくらいの薬事監視が行われているのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

先般、小樽市の保健行政という保健所で編集をしている資料を配付させていただきましたが、これにつきましては、平成19年度までの数字です。20年度に実施した件数ですが、昨年度は7月の初旬から8月下旬まで行っておりまして、薬局の28施設を含む45か所で医薬品の監視指導を行っております。

斉藤（陽）委員

地方分権でそういう権限が移譲されていますが、本市の人員あるいは職員の体制としては、そういった業務をき

ちんと遂行しているということで体制的には十分なのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

医薬品の一斉監視指導については、厚生労働省の医薬食品局長通知に基づきまして、原則として施設の 20 パーセント程度を監視の対象とするといったような記載がございまして、45 か所を昨年度回っておりますが、必ずしも 2 人で回っていることをいえば余裕がある数字だとは思ってございません。

斉藤（陽）委員

有資格の方は 2 名であるとしても、他の職員等が協力をするとか、そういった応援体制を組んで、ぜひ、安全な医薬品の流通といった部分については、法律がある意味緩和されているわけですから、便利にはなるのですが、若干のその危険といえますか、安全性が少なくなるといようなことがないように、ぜひ本市の薬務行政の万全を期していただきたいと思っておりますけれども、御答弁をお願いします。

保健所長

医薬品の監視業務につきましては、担当の職員が限定されますので、職員が数名でやることとなりますが、斉藤陽一良委員の御指摘のとおり、私どもも適正かつ公正に薬事がなされていくように今後とも監視の目を光らせていきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
山口委員

まちづくり協働事業について

代表質問、一般質問等でこれまで、いわゆる観光を含むまちづくりの問題について何度か聞いておりますけれども、今回はまちづくり協働事業が 6 月 12 日に応募が締め切られるというふうに聞いておりますので、これについてまず質問をいたしたいと思っておりますが、応募状況はどうなっておりますか。また、応募の内容についても若干お知らせください。

（建設）まちづくり推進課長

まちづくり協働事業でございますけれども、5 月 11 日から 6 月 12 日まで約 1 か月間の応募期間がございまして、12 日に締め切ったところですが、応募件数といたしましては、全体で 17 件の応募になっております。

内容でございますけれども、例えば桜などの花の植樹というのが 6 件、インターネットや携帯電話などを利用した情報システムといいますが、各種サービスが 2 件です。今回、小樽商科大学の学生が応募できるようにということで、16 歳以上の小樽に在学する学生も対象にしておりますので、商大の学生からも 2 件の応募があって、総額で言いますと 17 件、502 万円の応募があったという状況でございます。

山口委員

これはたしか 30 万円を上限にして、予算が 300 万円でしたか。オーバーした場合、どうされますか。

（建設）まちづくり推進課長

予算は、今、委員がおっしゃったとおり 300 万円でございますので、この事業につきましては、審査委員会で内部審査が行われるということになってございますので、その後、審査状況によって、助成対象総額というのが今は 502 万円ですけれども、例えば適当でないということで、それが削られるという可能性もありますので、審査委員会の結果を見て判断しなければならないことだとは思っておりますけれども、一つには、例えば上限の 30 万円を一律に、80 パーセントにして当選者全員に充てるとか、さらには次回の第 3 回定例会において補正をお願いするというようなことも選択肢にはあるかというふうに思っております。

山口委員

これまで多数の実績がある、事業体と、全く今回これを機に新規に事業を始めるというところとの割合はどうなっていますか。

（建設）まちづくり推進課長

今回のためにと言ったらおかしいですけども、そのために設立した団体というのは結構多くございますが、ある団体が今まで取り組んできた活動に対して助成をいただきたいとか、今ある団体が新たな事業を展開したいというようなことで、主に前から組織されている団体からの応募が多いという状況でございます。

山口委員

いずれにしても 17 件もあるということで、たった 1 か月でそれだけ集まるわけですから、それだけ市民が行政との協働の事業について、ある意味では熱意を持っていらっしゃるということですね。

これは希望ですけども、内容にもよると思いますけれども、せっかくこれだけ応募があったわけですから、内容も精査されると思いますけれども、これは熱意があるぞということであれば、予算には限界がありますので、今おっしゃったように、30 万円を上限と言っていますので、例えばそれが 7 掛けなり 6 掛けになっても、初回ですから、ぜひ全部に助成がいきわたるようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。これは、お答えは要りません。

天狗山の観光について

先ほど、冒頭に申し上げましたけれども、基本的に小樽観光は、大変厳しい状況に今あるということですが、特に基幹産業として定着をしている重要な産業ですから、代表質問でもさせていただきましたけれども、小樽物産協会が通販サイトをおやりになって、積極的に外部に対して小樽ブランドを売っていくということをしているのですね。小樽製品の販売額を上げていくようなことを一生懸命おやりになるということですから、ここはいいのですけれども、実際に滞在時間も短くなり、ある意味で小樽観光のブランド力が落ちているというのは明白でございます。そういう中で旧手宮線については、これは来年度から、特に文学館・美術館と旧手宮線との一体化の事業を始められるし、整備もこれから実施計画をおつくりになるし、沿線の再生についてもこれから御検討もされるということですから、これはやっとな端緒についたと思っております。

観光基本計画の中では、その他の場所についても拠点として位置づけをされています。特に市民と行政が一体になって行っている天狗山まつりがありますが、それで夜景の日なども設けていただいて、我々も協力して、ある意味では盛り上げようということで来たわけですけども、なかなかそのポテンシャルが上がってこないわけです。それについて、市としてどういう考え方を今持っているのか、どういう働きかけをされようとしているのかについて、これまでの経緯があって、お知らせいただけるのであればお聞かせいただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室長

天狗山地域につきましては、今、山口委員からもお話がありましたとおり、観光基本計画の中の五つの重点地区の一つという位置づけになっており、市長発案で「天狗山夜景の日」が、8 月の最後の土曜日にずっと行われており、今は観光協会が中心となっていますが、小樽観光誘致促進協議会も主体的な事業としてお手伝いをされていて、市もお手伝いをしています。

その中で、天狗山につきましては、先だってグリーンブック、ミシュランで一つ星をとったということで、今後、天狗山からの夜景を含めた眺望などを、経営している中央バス観光商事と一体になって、市としてもポスターやパンフレットの中に積極的に取り込んでいきたいという話は今のところはしています。

山口委員

宿泊率の下がっている中でも、いわゆる東南アジアや東アジアの人たちの宿泊というのは、そんなに落ちていないわけです。そういう宿泊者にとって、天狗山の夜景というのは非常に魅力を感じると思います。そういうことに

ついて、市が中に入って例えばホテルの連絡会とか、それから天狗山の経営に携わる中央バス観光商事などと協議をし、商品化をされるとか、旅行代理店もありますけれども、そういう努力をされた経緯というのはございますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光商品としての天狗山の活用についてでございますけれども、代表的なものとしたしましては、ロングクリスマスの際に天狗山山頂にメッセージツリーを設置いたしまして、そのツリーにメッセージを飾りに行くというようなツアーを、バスを運行してやるというような形のものもやっておりますし、あとロングクリスマスの際には、学生などに飲食も協力していただいたほか、天狗山を軸にした商品というものも販売してございます。またスタンプラリーなども活用しておりますので、そういう中では一定程度連携が図られた動きがあるものというふうには考えております。

山口委員

天狗山の眺望、夜景には潜在的な魅力があり、皆さん夜景をごらんになると相当感激されると思います。小樽の人でも。結局なぜ市民が行かないかといったら、ネックになっているのは、やはりロープウエーなのです。お金を払って山頂へ行くということです。車でも行けるのですが、案内板もしっかり設置されていないし、山頂の駐車場も整備はされていないわけです。やはり市としてできる範囲のことをやって、ここの運営は民間の会社ですから、どうしようこうしようと言えません。私は言っていますけどね。表にベランダをつくってください、そこでビールを飲んでいただいたり、ソフトクリームを食べていただければいいじゃないですか、もうかりますよと。まあ、ラーメン、カレーライスメニューから大分変わったようですけども。結局はオープンな戸外で、デッキで楽しんでいただければ、眺望、夜景も楽しめるし、それぞれ札幌圏の方が一番喜ばれると思います。そういうことを中央バスに働きかけるにしても、例えば駐車場は、市が林野庁からお借りしているようですけども、あのままでは恥ずかしいです。ぜひきっちり車の対応ができるよう、駐車場の整備を、今回、せっかく国の補正予算がついたので、まだハード整備についてどんなものなのか具体的には出ていないようですけども、市のほうとして要望されたいかがですか。ぜひ整備されれば、それをきっかけに、市のほうもそういうふうにするから、中央バスのほうにもぜひ整備を進めていただく、当面の全体計画はあるでしょう、おたる自然の村と中央バスがやっていたら天狗山のスキー場とをリンクをして、全体をどう考えるかということはずっと議論されているのは承知しておりますけれども、具体的に一歩ずつ、順繰りにやっていく必要があります、セットアップしていく必要があるわけですから、そういうことのきっかけとして市がまずどういうことをするのかということを示して、やる気を示して、中央バスに投資をしていただくということです。中央バスが基本的に手に余るようなことであれば、共同事業で、共同事業者を探してくればいいわけです、そういうお手伝いもすればいいのです。そういうふうにして自分たちで、いわゆる観光を一歩一歩ランクアップさせていく必要があるわけです。天狗山については、そのようにやれば、わりと早く進む、ひょっとしたら旧手宮線より早く進むかもしれません。そういう素材を磨いていくということについて、ソフトは当然、しかしハードについても積極的に手をかけていくことは、これまでは非常に財政が厳しく、私もそういうことはためらってありましたけれども、今回せっかく大型の補正予算がついたわけですから、地方にどんどん引っ張ってきてもらうということをやりたいと思います、これについて、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室長

今、駐車場の件についてお話がありましたのですけれども、中央バスと中央バス観光商事は、親会社、子会社の関係にありますけれども、一緒に市とこの2者と、3者で話したことはないのですけれども、1者ごとに話した中で、特に天狗山開発をやっています中央バス観光商事は、その山頂に乗用車なりバスなりを誘導する方向について、市の考え方とちょっとかけ離れているところがございます。それは何かと申しますと、ロープウエーを運行しているものから、ロープウエーの利用率を上げたいということで、現在、30 数万人の利用だと思っておりますけれども、

これを 50 万人を超えるまで持っていきたいという中で、やはり山頂に車で上がっていかれるとそのロープウエーの利用がどうしてもなくなるということになってしまいます。ですから中央バスや中央バス観光商事とは温度差があるように感じています。

山口委員

そんなことはわかっていますよ。中央バスの認識を変えるということをしなければいけないわけです。要するに、ロープウエーでもうけていただくよりも、上で飲食をしていただいてもうけようと考えていただければいいのです。そういう中で利用が高まれば、ロープウエーの魅力も出てきて利用率も上がるということになると思います。だから、考え方として市と違うと言っているだけでなく、提案しないと。もし、中央バス観光商事のほうでそういうふうにお考えになるのであれば、本社サイドも含めてお話をさせていただきたいと思います。

基本的に私の考えは、車で上がれるところなので、整備をして、まず夜景を楽しんでいただくこと、眺望していただく人を増やすということです。そういう人たちがみんなセールスマンになるわけですから、そうして商品としても価値が上がってくれば、総体としてロープウエーの利用率も上がってくるし、価値も上がるということではないですか。昔のままなのですよ、そうではないですか。もうちょっと積極的にやっていただきたい。答弁は要りません。よろしく願いいたします。

移住・交流推進事業について

あと、移住・交流推進事業についてお尋ねいたします。

ホームページを見させていただきましたが、どこでもやっているようなスタイルではないかと思えますけれども、移住・交流推進事業研究会というのをやりになって、これまでの議論経過をまず聞かせたいということと、今やりになっている事業の中で移住に結びついたとか、問い合わせがどうだったとかというような御報告をしていただきたいと思えます。

（総務）企画政策室川嶋主幹

移住事業についての御質問ですが、おたる移住・交流推進事業研究会は商工会議所や観光協会、あと移住に関連する民間企業の方々でお集まりいただいて昨年の 7 月に、設立しております。事務局は、市の企画政策室でっております。

移住のこれまでの実績ということですが、平成 17 年 7 月に移住の相談のワンストップ窓口を設置しております。それ以降の数値ですけれども、17 年 7 月から 21 年 3 月までですが、相談件数が 173 件、これは実際に来ていただいてお話ししたものと、電話での相談を合わせてです。そのうち、移住が決定したということで、28 世帯 65 人の方から相談窓口につながりました。

山口委員

やはり小樽は、知名度があるわけですね。ホームページでいろいろなリンクを張られていますけれども、あれぐらいのメニューでそれだけ問い合わせがあり、移住に結びついたというのはやはり小樽ならではのようです。いずれにしても、移住された方の中身です。団塊の世代に着目をされて、こういう事業を始められたと聞いておりますけれども、例えば若い人も含めて問い合わせの年齢層の構成比がどういうふうになっていて、実際に移住に結びつけられた方はどういう年代の人が多いのかということについてお知らせをいただきたいと思えます。

（総務）企画政策室川嶋主幹

移住された方々の問い合わせも含めての年齢層ですが、当初、いわゆる団塊の世代の方ということをターゲットにしてこの移住事業を始めておりますが、当初の団塊の世代よりも、まだ若い世代、50 代若しくは極端な例でいきますと 30 代という方が多い傾向がございます。その中で、若い世代の方々の中には、やはり仕事ということが一番重要になりますので、そういった相談が多くなってきております。

山口委員

このホームページを見ますと、いわゆる仕事については、ハローワークのほうとリンクしておりまして、ハローワークの求職ページに行くわけですけれども、それ以外に市のほうで、例えばそういう仕事についての相談があった場合にはどういうふうに対応をされますか。

（総務）企画政策室川嶋主幹

一義的には、やはり仕事のあっせんということになりますと、どうしてもハローワークのほうに、こういった事情でということでお話をつなげることになります。あとは、こちらのほうでいろいろ実際に来られた方のお話を聞いて、そういう研究会のメンバーなどに問い合わせしてみようということはいかがでしょうか。

山口委員

実際に移住を決められた方々には、市のほうとしてもお会いしているわけですが、その後、単にいわゆる別荘ではないけれども、要するにリタイアをされて、仕事はしないけれども小樽に住んでみたいという方、それから、例えば 50 代という話もありましたので、まだ人生も長く、お仕事もされるかもわかりません。そういう方々が例えば事業を起こされて小樽にいらっしゃるとか、若い方がどこかに就職したとか、そういう、事後の調査ですが、そういうことはされていますか。

（総務）企画政策室川嶋主幹

先ほど報告いたしました移住を決定された方は、平成 17 年から今年の 3 月までで 28 世帯 65 名ということですが、この方々については、移住された段階でどういうお仕事をされているとか、そういったものを集計でとっております。

山口委員

若干その内容についてお知らせ願いませんか、特徴的なところだけでいいですから。

（総務）企画政策室川嶋主幹

こちらのほうに移住されて、特徴的ということですが、実際に小樽のほうに来られてお仕事や、自分で御商売をされているという方が意外と当初思っていたより多いということです。その中には、パン屋を開業された方、居酒屋を開業された方、整骨院を開業された方など、先ほど言いました 50 代、40 代という方の中では、そういった起業家があられるというのが特徴だと思います。

山口委員

実は私も移住者でございまして、要するにこのまちというのはいっぱい魅力があるから私も住んでいるわけですが、商売としては大変やりにくいところですね。いずれにしても、やはり安い物件と初期投資が少なくできるというのが一番いいわけです。まあ、小樽は賃貸料が、結構高いのですけれども、それでもやはりこの知名度のあるまちの中では、例えば空き店舗を借りるにしても、今安く貸していただけます。そういう情報というのが広がれば、結構小樽で商売したいと思われる方は、いっぱいいらっしゃると思います。

例えば私の場合でも、全くお金がなくて来たわけではなく、若干お金を持ってきましたけれども、非常に安い家賃で貸していただいて、もうぼろぼろでしたけれども自分で直して、開業費用は 50 万円でした。毛無山に行っているような物を拾ってきて、修繕して開業にこぎつけたことが、新聞でも取り上げられました。そういうのがニュースになって、結構商売になっているということがあります。やはり外からいらっしゃった方というのは思い入れを持っていますから、いろいろな商売をされるのです。小樽の場合は観光地ですから、新しいお菓子屋などができると、それをおもしろがって札幌の方がいらっしゃったり、それを旅行雑誌に載せていただいたり、テレビ、マスコミで取り上げられたりといって、要するに基本的に人を集めてくるわけです。そういう力を持った方が結構、お金があるなしにかかわらずいらっしゃると思うのです。私はそういう秘策、インパクトのあるものを何か上手に考えて、小樽で商売をやってくださいとお願いしてはどうかと思います。今、派遣切りとかで大変苦しんでいる方がいらっ

しゃいます。そういう中には、大変いろいろな能力を持っている方もいらっしゃると思うのです。そういう人を応援するような企画として、例えば妙見市場です。橋の上の市場で、ぼろぼろですが、それがいいのです。全国的に見て、橋の上に市場があるなんてどこにもないわけですから。今は、A棟、B棟、C棟のうち、寂しくC棟しかやっていないわけで、B棟が全くあいています。C棟は幾らで貸していましたが、7,600円でしたか。

（産業港湾）商業労政課長

妙見市場は、国道5号からA棟、B棟、C棟と3棟の構成になっておりまして、現在、A棟において花屋が営業しております。

市としましては、平成13年に、A棟、B棟からC棟に移転集約ということで事業を行いまして、現在、C棟については、空き店舗が発生した場合に新たな入居者を募集している状況です。そうした中で、家賃につきましては、C棟は1こま7,200円ということでございます。

山口委員

家賃7,200円で商売できる場所は全国どこを探してもありません。ある意味ではこれをうまく利用すると、おもしろい企画ができると思います。例えば7,200円で市場の中で商売する人を募集したら、そんなところがあるのかと、もし私がフリーターだったら、やります。

ここを調べましたら、真ん中のB棟は、1区画4.5畳、7.29平方メートル、28区画あるのです。賃借料は7,200円になっています。今、既存の屋台村がありますね、帯広もそうですけれども、賃借料は1件、やはり8万円から10万円だそうです。これで1,000円、2,000円で飲ませることができるかといったらできませんよ。大体カウンターで6人が7人ぐらしか座れないのです。相当回転しなかったらやはり元を取れません。初期投資もしています。それは本当に屋台かという、昔、屋台といったら駅前にはありました。結局店を持たない人です。それがまずスタートとして屋台をしたわけです。そういう屋台だから、安くてもおもしろかったわけです。それが今はないのです。今は、勝手に道路で店を出せませんからね。それにかわるものが今私が申し上げた妙見市場みたいなところなのです。川の上の屋台で、市役所にも近くて、市役所の人に、帰りに一杯飲んでいただけると、それはもうかるかもしれませぬ。

だから、そういうものを、例えば派遣切りに遭った人とかいっぱいいますから、そういう若い人たちに、安い貸家とか貸間も紹介しなければいけませんけれども、それはいくらでもあります。要するに、トイレが共同とか、ふるはありませんといったらだれも入りませんが、そういうところでも彼らはいいいわけです。安く借りて商売しようとするでしょう。その際に、起業資金がない人には、50万円なら50万円、60万円なら60万円、市がいったん用意すればいいのです。改築費なら2,000万円ぐらいかかるそうなので、28件で割れば、100万円以下になります。それを市が、全額とは言いませんけれども、一定額を貸付けして、それを家賃に上乗せして回収すればいいのです。7,200円ですから、2万円上乗せしても、2万7,200円で済むのです。そんな家賃でやれるところはないです。そのぐらいのことを打ち出して募集をかけるのです。そうすると、そこは一気に小樽の新たな観光資源、本当の屋台村になるのではないですか。これは私も申し上げましたけれども、例えばこういうことを考えて、ちょっとおもしろいからやってみようかというときに、どこが担当部局になるのですか。

（産業港湾）商業労政課長

妙見市場につきましては、そもそも市場の活性化ということで前向きに集約を行いました。

またそれと、例えばその魅力的な業種の誘致ということでは、パン屋の工房を開きまして、現在も若い方がそこで営業をされているということでございます。

ただ、A棟、B棟につきましては、基本的な考え方としましては、移転集約をした後は解体撤去するというところで平成13年に決定しておりまして、今もそういう考えであります。委員から御提案がありましたようなことにつきましても、何分あそこが河川の上の既存不適格な建物ですので、いろいろな活用のアイデアはあろうかと思えます

けれども、現在ではいろいろな課題があると思っております。

山口委員

前、雪あかりの路でガンガン屋台というのを市の担当部局の方が一生懸命頑張られて、我々も協力をして、中央市場で大変なにぎわいがあったということは皆さん記憶に新しいと思います。ああいうことをやはり期待されているから、札幌から来た方などは物すごく喜んでいました。何か懐かしい昔のにおいがするような演出もされていました。私は、移住される方だけでなく、今、花園のお店でお客さんが少ないから、要するに家賃も払えず、廃業される方もいるわけです。母子家庭で一生懸命やられている方もいっぱいいます。そういう方々がお客さんと触れ合いながら、また市場の中であれば、28軒入れば、共同事業として組合もつくられることだし、いろいろな演出もされるでしょうから、そういう中で助け合って生きていく姿を見ていただいて、またお客さんに来ていただくというような、昔からの人のつながりとか生活風景、そういうものがいわゆる資源になると私は思っていますので、そういうことをやる場所としては非常に財産だと思います。既存不適格といえども今の市場のC棟はやっているわけですから、同じ既存不適格のままやればいいのではないですか。そういうことのほうが、逆にインパクトがあるのではないですか。ほかのところでやらないことを、財産を持っているわけですから、それを壊すのは、歴史的建造物を壊すことと同じような意味で、他にない資源なわけですから、ぜひそれを生かす方向で考えていただきたいと思います。これはお答えいただくと、また同じお答えになってしまうと思いますが、まだしつこくこれをやりませうけれども、今回の補正予算で壊すなんてことは絶対におっしゃらないようお願いをしたいと思います、私の質問は終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
成田（祐）委員

時間がないですから、簡潔に5点、お伺いしたいと思います。

クレジット決済システムについて

まず1点目なのですが、クレジット決済等の導入とふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

2月の市長記者会見で、クレジット決済システムの導入について述べられていたのですが、現在の進行状況をお聞かせ願えますか。

（建設）まちづくり推進課長

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の關係のクレジット決済ということですが、クレジット決済を行うためには、クレジットカード決済の運用システム会社とさらにはクレジットカード会社の2社と契約する必要がございますので、現在、システム会社、さらにはクレジット会社と、手数料等の額について見積りを徴しているというところでございまして、8月にはクレジットカード納付ができるようなシステムを整えたいというふうに考えてございます。

成田（祐）委員

今回、そのふるさと納税等の利用に関して、当然使うところがまちづくり推進室であるから、そこがクレジット決済のシステムを設けるということになったと思うのですが、今はクレジット決済はその部分でしか利用されないと思うのですが、これは今後、水道料金であるとか、納税であるとか、国民健康保険料であるとか、全部についての公金がクレジット決済されるような仕組みが各自治体でも整ってくると思うのです。その部分で、もし仮に市の行政全体で利用するとなると、まちづくり推進室が最初にそこを管轄してしまうと、後から全体のことをやるのに非常に負担が重くなってしまいますので、この管理に関しては、総務部情報システム課が妥当であると思うのですが、その辺に関してはどのようにお考えになりますか。

総務部次長

今の御質問ですけれども、成田祐樹委員がおっしゃるように、今回、まちづくり推進室が取り組んだというのは、いわゆるまちづくり寄附条例の寄附金の納入についての担当部署であり、その手続として寄附という特殊性の部分でこれを導入しようということで担当しているわけございまして、それを市全般についてこの担当をするということでは関係してございません。

以前にも成田祐樹委員から、クレジットカードのことを質問されている経過があるのですが、そのメリット・デメリットは、特に手数料の負担に関して、件数や金額が大きくなればなるほど影響が大きいという部分がありますので、他都市の状況等を今後とも調査していかなければならないと思っておりますけれども、それらも含めて、例えば行政改革とか、債務超過対策の検討組織などの担当部署も含めて、今後、そういうものは慎重に検討していかなければならないのではないかというふうには考えております。

成田（祐）委員

料金に関して、今、その手数料がちょっと高いからまだ導入できないということだと思っておりますけれども、これがどんどん進むにつれて当然ながらその競争も起きるわけで、金額が下がるという可能性もあるわけです。扱う金額も、当然全国の自治体で行えば大きくなってくると思います。

私が一番危惧しているのは、結局その他のことを今後はもう全くやらないということです。例えば総務省から平成 19 年 3 月に「新電子自治体推進指針」というのが出ているのですが、その中で、システム化の連携に対して課題みたいなのが突きつけられているわけなのです。その中では、業務ごとに個別に最適なシステムが導入されていて、他の複数のシステムを導入する際に、そのシステムを変えるのにコストが多数かかってしまうということもあり得るといふふうに述べられているのです。

だから、私は、将来クレジット決済及びそういったシステムをそのまちづくり推進室だけではなくて、いつかそういうのを導入するのであれば、もう今の時点で最初から総務部に一括して、一元化してやったほうがよいと思うし、それが国の今ここで述べられている指針と合致するのではないかと思うのですが、その辺についてどのように思いますか。

総務部次長

今おっしゃいましたシステムという部分は、今、現場の情報システム課のほうから聞いておりますと、それはシステム会社との契約によって、システムそのものは市で特に持つものではないという状況だと思います。

今後、それが税等も含めて広がっていく際に、市のいわゆるコンピュータのシステム的な部分での管理において、そこに影響するようなものがあれば、技術的な部分については情報システム課を中心に、その導入に当たってはやはりその費用対効果も含めて、全庁的な部分での組織で検討しながらやっていかなければならないのではないかと考えております。

成田（祐）委員

もちろん費用の面も一番にあると思うのですが、結局システムをつくったところが、必要としていることが例えば施設の料金をそこに入れてもらう、そこは施設管理のところであり、その決済システムはまちづくり推進室で、そのシステム管理は情報システム課と、あちこち行ってしまうのです。それが非常に時間的なコストがあり、負担がかかるというふうには私は考えているので、ぜひその部分の情報システム、特にデータベースなどは、他のシステムとやりとりするのではなくて、一元化できると思うので、ぜひこの部分はもう一度考え直していただきたいと思っております。

それとあわせて、ふるさと納税のシステムも、今はある意味、その料金決済のシステムだけなので、要はがまぐちをあけているだけなのです。本当のシステムというのは、きっとその料金を全部、そこでクレジット決済システムに料金入れれば、その税控除の部分まで全部一括してやってくれるものまで、もう技術的には全く可能だと思う

ので、そういった部分まで導入したほうがいいと思われるのですが、その辺についてはどのように思われますか。

（建設）まちづくり推進課長

今、委員がお話になりました、例えば寄附と同時にその税控除のシステムが起動するようなシステムというのは物理的に可能なのか、今後、税担当部局において、そういうシステムが可能かどうかということ进行调查したいと思っております。

成田（祐）委員

ぜひつくっていただきたいと思います。本当に決済システムももちろん 24 時間決済ができて便利というのもあると思うのですが、ある意味、一番面倒なところは、お金を払うところよりも、やはりその申請書を書くことで、その手間を家で全部できれば楽という部分があると思うので、ぜひその部分を一括して導入を進めるよう考えていただければというふうに思います。

フェリー航路利用促進の実証運航費補助金について

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業に関して伺いたいと思います。

最初に、フェリー航路利用促進実証運航費補助金についてなのですが、ETC 割引が導入され、上限が 1,000 円になると決まった 3 月末に、フェリーに乗って新潟まで行って、帰りは舞鶴から帰ってきました。各港湾の施設の利用状況を見ると、正直な話、トラックはいっぱいとまっていて、ある程度荷物は動いているのですが、人が全然いないのです。もう観光といった部分では全く使われていない様子でした。今、この御時世ですから、本当にフェリーの利用客も減っていて、そういう部分で何とかしなければならないと思った時点で、非常にこの補助金についてはいい施策だというふうに感じています。その各フェリーターミナル等を回って見たのですが、船内の売店にも、ターミナルの売店にも、小樽の特産品のコーナーというのはいないのです。

今回の補助金については、小樽のものとか、その売店で利用できるという触れ込みでついた補助金だと思うので、その部分について、もちろんこの事業の実施とともに小樽市特産品のコーナーを大きく、大々的に置かせてもらえないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

（産業港湾）港湾室主幹

今、御質問の実証運航におきましては、フェリー船内のレストランと売店、それから小樽ターミナル内でのレストランと売店で使用ができる買物券を配布するというのが事業内容になってございます。この際、小樽の特産品をできるだけ多く買っていただくというのがフェリー会社の方針でございます。つきましては、できるだけ小樽の特産品を買っていただけるような仕組み、これをフェリーや物産協会などと今後協議していきたいと思っております。

また、小樽に特化した特産品コーナーにつきましては、この事業の中で持てることができるのかどうか、また実証運航が終わった後も残っていくものかどうか、これはフェリー会社の事情もあるかと思いますが、フェリー会社のほうにも伝えてまいりたいというふうに考えております。

成田（祐）委員

船内に 20 時間ぐらいずっと揺られているんですね。正直、本とか読んでいても時間をもてあまして、売店に行くのと、新潟の産品は置いてあったのです。カキの種類とか何種類か置いてあって、横に大きな冷蔵庫があって、ビールが置いてあるので、これはビールを飲むしかないと思ってしまいます。そこで中に、今、市役所の地下の売店にあるようなホタテとかツブなどの珍味とか置いてあれば、これは嫌でも買いますよ。そういった PR するようなものがあるので、ぜひそれも含めて、新しい販路の拡大ということを考えて取り組んでいただければと思います。

同様に、そのフェリーに実際に乗ってみて、やはりかかる時間とか、いろいろ感じたことがあったのですが、特に新潟と舞鶴のターミナルには、小樽のものを PR するようなポスターというのはちょっと申しわけなさそうに二、三枚張ってあるぐらいで、あとほとんどなかったのです。特に、パンフレットに関してはもう全くなかったという感じなのです。もちろんそれは民間の業者だからかもしれませんが、やはり小樽に来てからパンフレットを見ると

いう人は、あまりいないと思うのです。観光に行って、皆さん沖縄に行ったら、もう空港に着くと、そこで空港に閉じこもってどこへ行こうと考えるよりは、もう行き先が決まっていて、早くばあっと太陽の光を浴びたい、そういう感じになると思うのです。その部分で、特に、乗船前は 90 分前に来なければならないというルール等があるので、そこに小樽を P R するようなパンフレット等を大量に置けば、フェリーが入って、小樽に入った後も、あそこに行こうというのを決められたりすると思うのです。

同様に、船内ではネットもほとんど使えずに、ローカル的な情報しか入らないので、そういうときこそパンフレットみたいなアナログな情報が非常に活用されると思うので、ぜひそのパンフレットやポスター等をもっと積極的に、配置していただきたいと思うのですが、お願いできますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

舞鶴、新潟のターミナルにおいての観光 P R の御質問でございますけれども、ポスター等につきましては、今後ともこの航路の利用促進の実証実験がございますので、それにあわせて中で物産だけではなく、観光 P R ということを積極的にしていくことが利用増につながっていくと思いますので、そちらのほうにつきましては、積極的にやっていきたいと思っております。

あと、パンフレットについてでありますけれども、私のほうとしては、新日本海フェリーの小樽支店を通して、各ターミナルのほうには置いていただくような形をとらせていただいておりますので、本来ですと一定程度置かれているはずではありますが、たまたま 3 月末ということで、年度末の切替えの関係もあって置けない状況であったか、はたまた非常に需要が高いということで売り切れていたかということも考えられますので、パンフレットにつきましては、引き続き小樽支店を通しまして、大量に置いていただくことを講じてまいりたいと考えております。

成田（祐）委員

パンフレットを探して、なかなか見当たらなかったもので、本当にみんながすぐ持っていってなくなるような状況だったのかはちょっとわからないのですが、陳列棚とか、ちょっと目立つようなところにまとめて、多数パンフレットが置いてある場所もあると思うので、ぜひもう一度置いていただくように話をさせていただければと思います。

教育予算の削減について

続いて、教育の部分に関してお伺いしたいのですが、今回予算がついたこの関連事業の中で一つだけ、逆に今度は一般財源の金額が落ちているところがあります。パソコンのリース対応の部分の予算が 467 万 5,000 円減額になっています。結局これは 7 年間で 4,590 万円という金額になるのですが、この部分はもともと私が第 1 回定例会で指摘したときは、ほかの教育予算を削ってパソコンにちょっと予算をつけすぎではないかということが話の発端だったわけなのです。

今回、この部分を、このまま全額落としていますが、その分は教育予算に一切回さないのかと、そこが非常に疑問に思います。特に、今、苦しい時期だからこそ、教育に関する予算はどうしても削っていただきたくない、何かほかの教育予算に回せるのであれば、そういったことに使っていただきたいのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

（教育）総務管理課長

今、委員からお話がありましたコンピュータの予算につきましては、確かに小中学校含めて購入するというところで、リース分につきましては減額させていただいております。

ただ、今回の経済危機対策臨時交付金の関連事業でございますけれども、桜小学校の校舎外壁とか、スポーツ施設のトイレ改修、それからからまつ公園や小樽公園の土の入替えなど、そういった形で教育費というものは計上させていただいているところでございます。

コンピュータの減額につきましては、その目的を達したということで減額させていただいておりますけれども、

一方的に教育費すべてを減額するつもりでございませぬので、それは今後とも考えて進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思ひます。

成田（祐）委員

奨学金の話など本会議でもありましたけれども、ぜひその部分は、ほかの予算をつけているからそれで終わりではなくて、削ったものを復活できるのなら復活できるように少しでも、全額元に戻せとは言いませんから、一部でも戻せるものはぜひ戻していただきたいと思ひます。

地域医療再生臨時特例交付金について

次に、３点目なのですが、本当は今日、ここを中心にお伺いしようと思つたのですが、実は国からの話がまだ進んでいないということなので、一度この国会での補正予算が通つた案件でもある地域医療再生臨時特例交付金について、これについて基金ができるということですが、現在の概要及び進行の状況をお聞かせ願えますか。

（経営管理）管理課長

地域医療再生臨時特例交付金の概要ということでございますけれども、これは医師不足など、都道府県が抱える医療課題の解決のために、都道府県が設置する基金への財政支援ということで、平成 21 年度補正予算で総額 3,100 億円計上されたものということになっております。この予算を受けまして各都道府県は、２次医療圏を基本といたしまして、今年度から 25 年度までの 4 年間に計画期間としまして、地域医療再生計画というものを策定し、これを本年 10 月 16 日までに厚生労働省に提出しなければならないことになっております。

具体的なこの計画の内容としましては、２次医療圏単位で病院間の連携強化の促進を図るための病院の機能強化などが想定されており、このような計画の実施に当たりまして、都道府県が基金を取り崩して事業を推進していくということになっております。

いずれにいたしましても、都道府県が計画を策定するのが本年 10 月 16 日ということですので、それが策定されるまでは市町村としてはその内容はちょっと理解ができていないといひますが、内容はこれから北海道のほうに情報収集等を図っていかねばならないということになっております。

成田（祐）委員

私はもっと早く、第 3 回定例会に間に合うぐらいで交付金について何か話が来るのかと思つていましたが、10 月 16 日と、もう少し後になってしまったので、詳しくお答えできないことがいっぱいあると思うのですが、１点だけ述べさせていただきます。

これについて、勤務医や看護師等の勤務環境の改善や医療機関、医療機器、IT 基盤の整備などといったようなことに利用するというふうになつております。その部分について、私は、これは 3,100 億円つくなら 1 億円ぐらい小樽に来るか勝手に予測して、そういったような話も伺つたので、この際、その部分については、病院の借金返済に充てるのではなくて、病院局に全部ゆだねて、こういう苦しい時期でいろいろと経費をカットしていると思うのです。でも、研修等スキルアップをするための費用であれば、この基金を活用してしっかり出されるべきと思うので、ぜひ病院局の裁量として全額をゆだねて、育成と医療機器の購入のほうに使っていただきたいということを目指して、次の予算がついたときにまた述べさせていただきます。

経営管理部長

今、課長のほうから、北海道のほうの情報収集というお話がありましたけれども、非常に図式的に言ひますと、北海道が後志の地域で、医療再生のために何が必要かという計画をつくつてくるのです。だから、それを待っているというのではなくて、我々としてはやはり何が必要だということ北海道のほうに働きかけをしていって、ぜひ計画の中に後志によい、例えば周産期医療とか公立病院だけの話ではありませんので、そういう何が必要なのかということ後志の中の小樽市としても働きかけをしていって、その計画の中に盛り込んでいただくという作業が今から出てくるかと思ひます。

成田（祐）委員

わかりました。ぜひ医療機関に主導権を握っていただいて、現場の方に一番望まれているものを準備していただければというふうに思います。

ライジング・サン・ロックフェスティバルについて

4 点目に、ライジング・サン・ロックフェスティバルの開催時におけるトイレ利用についてお伺いしたいと思います。

毎年 8 月に、銭函 5 丁目で行われ、8 万人を動員している野外フェスティバルなのですが、昨年ではなく一昨年なのですが、トイレの不足が問題になって、開催中にトイレが全くなってしまうという事態がありました。結局それでどうなったかという、小樽市の市域内で、もう屋外で排せつせざるを得ない状況になってしまい、非常にそれが問題になってしまったのです。昨年度は、一部のトイレを下水道に直結等をして解決されたようですが、今年はまたその会場がさらに拡大されて、もっと多い人数が動員されるという話が出ています。そうなった際に、当然小樽市の市域の中でのことですから、もちろんその衛生面の部分に関しても、下水道等の直結といった部分に関してどのように対応されているのか、お聞かせ願えますか。

（生活環境）管理課長

ライジング・サン・ロックフェスティバルの開催時におけるトイレの利用についての御質問ですが、確かに委員がおっしゃるとおり、一昨年の開催時においてトイレが不足するという状況がありました。これは、一部のトイレの設置場所に問題がありまして、トイレの周辺にバキューム車が入るスペースがなくて、くみ取り作業ができなくて、トイレが使用不能になり、このため結果的にトイレが不足になったものです。昨年は、主催者とくみ取り業者が事前に協議を行いまして、バキュームの動線も考慮いたしまして設置場所を決めましたので、くみ取り作業もスムーズに行われており、これについては改善されております。

今年におきましても、既に主催者とくみ取り業者が事前の打合せを行っており、そのような中で十分な対策をとるということになっておりますので、一昨年のような状況は起こらないものと考えております。

成田（祐）委員

もちろん衛生面でもそうなのですが、せっかくこのために来る方というのは結構、車で小樽を通過される方が多いのです。この祭りが開催される時はフェリーが、既に今年ももう車等も含めて、満席になっているそうなのです。そのぐらい一遍に観光客の方がいらっしゃるということもあるので、ぜひその部分も円滑にいただけると助かります。よろしくお願いします。

観光 P R について

最後なのですが、これは質問というよりは、ぜひ皆さんに一度見ていただきたいというものなのですが、函館市の YouTube（ユーチューブ）を利用した観光 P R についてなのですが、各自治体でも YouTube サイトのチャンネルを独自で持つ場所が増えてきています。北海道だと上ノ国町と函館市が非常に有名らしいのですが、例えばその函館市の動画なのですが、皆さん、たぶん市役所のパソコンからは見られないと思うので、御自宅に帰ってから、またはどこかで見ていただければと思うのですが、YouTube で「函館市 宇宙人」と入れて検索してください。そうすると、函館市役所がつくった動画が出てきますが、問いかけるのですよ、「宇宙人 100 人に聞きました！『もし地球で侵攻するならこのまちですか』」という語りかけで始まって、イカール星人というイカの形をした怪物が函館市の歴史的建造物を次々と壊していくのです。そこで五稜郭タワーがロボットになって出てくるという安直なものなのですが、そういったような観光施設をちょっとずつ壊しながら、見に来るなら今のうちですよといったような非常にざん新な P R 方法をしているのです。しまいには函館市役所も壊されてしまって、横に掘って立て小屋があるという、そのような動画で、それもしかもしも継続物で、続編が次々できていて、若者の中では非常に今有名になっています。そういった部分のいろいろな取組は、特にお金をかけずにできる取組なので、ぜひ皆さんも一

度見ていただきたいと思えます。何かそれに対する見解があればお願いします。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

函館市の YouTube を活用した観光 P R についてでありますけれども、この取組は、昨年 12 月に正式公開になった後、異色の観光 C M という事で非常に人気を集めて、アクセス数も大変伸びているということで、各報道メディアからも、YouTube を利用した成功事例と御紹介されているところであります。函館 C M 放送局「HakoTube」（ハコチューブ）という名前でサイトを運営されておりまして、委員がおっしゃったとおり、イカール星人が函館のまちを次々壊していくということで、今、4 話までつくられております。

本市としても、今までは動画についての観光 P R というものもいろいろ検討するという形でお答えしておりますけれども、やはりどういうコンテンツのものを配信していくかというところで著作権の問題とか、乗り越えなければならない問題がございます。本年度ショートフィルムのコンテストをやりますけれども、そのようなものをコンテンツの一つとしまして、今後、YouTube がいいのか、はたまたほかの配信サイトがいいかは検討しなければなりませんけれども、そういうようなコンテンツを充実させた中で、今後は取り組んでいくことが可能かというふうには考えております。

成田（祐）委員

正直、函館市のあの P R 動画が許されるのだったら何でも許されるのではないかと思うので、いろいろな取組ができると思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党の質疑に移します。

菊地委員

国民投票名簿システムについて

議案第 1 号一般会計補正予算の国民投票名簿システム構築経費にかかわってお尋ねいたします。

ほかの市町村では、当初予算の議会で提案されて、その金額も数百万円というところもあったと聞いています。本市の補正予算 52 万円の中身、それと他の市町村と何が違うのか、また、なぜ第 2 回定例会での補正になったのか、概略説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局次長

まず、当初予算ではなく補正で組んだ理由でございますけれども、今回の国の補正予算につきましては、当初は補助対象範囲が外部委託費とソフト購入機器のみということで、国のほうから示されておりました。私どもの選挙人名簿システム自体につきましては独自開発を行っております関係上、どうしても職員の人件費、いわゆる時間外勤務手当がほとんどを占めるということで、この人件費について補助対象となるかどうか、北海道を通じて国に照会しており、これが正式に補助対象となるということが総務省通知で明らかになりましたのが 2 月上旬でございますので、どうしても、既にもう当初予算は作成済みでございましたので、今回の補正予算で計上させていただいたということでございます。

システムの改修の内容でございますけれども、先ほど言いましたように、独自システムということで、これにつきましては、国のほうとしては、既存の選挙人名簿システムを一部改修して行うという前提になっております。

今回、私どものほうでシステムの改修をする場合に、まず選挙人名簿システムと投票人名簿システムの対象範囲が違っているということがあります。まず大きな違いとしまして、選挙人と投票人の資格の違いがございました。選挙人の資格と申しますのは、いわゆる告示日あるいは公示日の前日が基準日になりますけれども、その時点におきまして 3 か月以上市内に引き続き居住している方及び投票日現在 20 歳になる方が対象でございます。それに対して、今回の投票人名簿システムの場合には、基準日は投票日の 50 日前と設定されており、この日現在で住民登録を有している方全員が対象になります。また、この基準日以降 2 週間以内の間に小樽市内に転入届を提出した方につきましては、特に以前の市町村で投票人名簿に登録されていない限りは小樽市で投票人名簿に登録することとなっております。ですから、この基準が全く違っているということです。

それと、選挙人名簿あるいは投票人名簿から除外する範囲が違ってきます。選挙人名簿の場合には、既決犯罪者あるいは選挙関係の犯罪、それから成年被後見人、これらの方々が選挙人名簿から除かれます。それに対して、投票人名簿から除かれますのは成年被後見人のみという違いがございまして、これらのものにつきまして、それぞれプログラムの修正をしなければいけないということがございまして。

システムの改修につきましては、各自治体が導入する選挙人名簿システムによりまして、改修内容あるいは方法はまちまちでございます。一概に金額を決めつけるということではできませんけれども、先ほど言いましたように、本市は独自開発しました選挙人名簿システムの中に対象を加えるため、必要とする費用がプログラム改修に当たる職員の人件費、いわゆる時間外手当のみでございます。これについては他市のほうでは、何かいろいろな外部委託あるいはソフト購入というものをしております。そういうものの違いが、小樽市の額が少なくなっているということの原因かと考えております。

菊地委員

今、るる説明していただきましたけれども、いずれにしましても私どもは、この国民投票名簿システムは憲法 9 条の改悪をねらった改憲手続法というふうに見ていますし、何よりも国民が憲法を変えることを望んでいない、そうしたときにこうしたシステムの構築は必要だというふうにお考えでしょうか。もし今システムを構築しなかったら今後どうなるのか、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

選挙管理委員会事務局長

投票人名簿のシステム構築につきましては、国民投票法が法定受託事務ということでございますので、自治体としてはやらざるを得ない仕事ということで、いかんともしがたいものでございますけれども、このことについては、決して意図的に憲法改正を早めようとするものではございませんので、要はその投票法施行まであと 1 年を切る中で私ども行政の立場といたしまして、また投票の管理・執行を守るという中立的な立場でございまして、現時点で必要とされる事務作業を淡々と行っているにすぎないというものであることを御理解いただきたいと思います。

菊地委員

先ほど数百万円を必要とする自治体もあるということから、全国的にはシステムの構築経費で数十億円になるのではなからうかというふうに思うのですが、そうした予算をつぎ込むよりは母子加算を元に戻してほしい、そのほうが国民にとってはありがたいがられる予算の使い方ではなからうかと、そういうふうにして指摘しておきまして私の質問とします。

北野委員

新病院建設場所について

新病院の建設場所の問題について質問します。

新病院建設場所をめぐって、御承知のように、並木病院事業管理者の提言と、それに対する市長見解で新たに重要な局面に入りました。現在地での建替えを検討していくにしても、平成 15 年のときの小学校適正配置計画で、量徳小学校の関係者と現在地建替えを望む市民との間に生まれた意見の対立を解消し、市民合意で建設を進めていくことを願っているもので、その立場で質問します。

並木病院管理者はマスコミに、「感情的な混乱が起きないように丁寧な説明が必要。これからが正念場」と語っています。また、北海道新聞も 6 月 9 日付けで「住民合意が焦点に」と、こういう見出しで報道しています。病院建設場所問題でなぜこういうように対立が生まれたのかと、その経緯を明らかにして、その要因を取り除くことが重要と考えています。

我が党がこの問題で事の経緯を取り上げるのは、現在地での建替えという我が党の見解の正しさを強調して、市長の判断がどうであったかとあげつらう、そういうつもりはさらさらありません。市民の皆さんとの意見の一致で進められることを願っているからです。我が党としても、病院建設問題では、早くから建設的提案を行ってきました。

また、ごく最近でも、本年 1 月 29 日の市立病院調査特別委員会で中島麗子委員が質問して、山田市長が病院の建設場所について、築港以外にないとしつつ、「そのことは原則としながらも、何が何でもという考え方ではなく、柔軟に考えていきたい」と答弁しています。私は、その答弁に注目しました。これ以降、病院建設場所問題で、市長の考えに変化が起こったのではないかと、いわば潮目が変わったともいうべき徴候が現れてきたと、そういう見方をしております。この流れの中で、並木病院管理者の提言とそれへの市長の見解が示されました。我が党として、これを基本的に評価するものです。

したがって、意見の対立のうち、現在地か築港かはここでは問いません。当面、建設場所で市民の中にある意見の対立で、現在地での改築を願う市民の皆さんの中にも、量徳小学校関係者が学校を残せと主張したから築港になったという意見の対立を解消することが大事だと考えます。この解決が、管理者の提言と市長の見解を現実のものにする上で重要と考えるからです。以上が我が党のこの問題での立場ですが、これに対する市長の見解を最初に伺います。

市長

どういうふうに答えたらいいかちょっと迷いますが、基本的には市民合意でやるという考え方は間違っていないです。

それで、本会議でも答弁しましたが、並木病院事業管理者から提言がございましたが、たぶん並木管理者は、着任以来、関係者と会う中で、いろいろな問題を議論されて、そして新病院の問題になったときには、やはり現状からいって現在地周辺がいいのではないかと、たぶんそういう判断だったと思いますけれども、私どももそういう方向で、現在地周辺を第 1 候補で進めてきましたけれども、お話のように、小学校配置適正化計画によって量徳小学校が廃校になった場合のみ建設が可能でありますということは以前から話してまいりました。したがって、当時の状況としては断念せざるを得なかったわけですが、その後、議会をはじめ関係の皆様への御理解、御協力をいただきながら、築港地区での計画を進めてきた経緯もありますので、これから議会の議論あるいはまた関係の方々の議論をいろいろ伺いながら、この問題というのは慎重にやっていかなければならないと思っていますので、その上で、市民合意を得て進めるべきものであると思っています。

北野委員

今の市長の答弁は重く受け止めて、私も先ほど言ったような立場で事を進めていきたいと思えます。

並木病院事業管理者にお尋ねしますが、管理者が市長に提言した病院建設場所での内容と、それに対する市長の見解は、我が党の菊地葉子議員の代表質問での市長答弁で詳しく紹介されていますが、この答弁どおりと理解してよろしいかどうかということです。

病院局長

よろしいと思います。

北野委員

そうであれば、市長答弁が、平成 14 年第 2 回定例会の古沢議員の質問で、量徳小学校を含む現在地での建替えの提言について触れた答弁をしていないのはどういうわけなのか、疑問があるわけです。

また、並木病院管理者の提言は、建替え場所に関しては市長の答弁を見る限り、古沢提案と同じだと思いますが、どなたでもよろしいですから、答えてください。菊地議員の質問に対する市長答弁では、並木病院局長の提言の紹介をしているわけですから、その内容からいえば古沢議員の提案と同じではないかと思うのですが、いかがですか。

経営管理部長

今おっしゃったのは、古沢議員の提案の中では、原則住吉中学校に量徳小学校を移すということで、現在地のところを使うという意味で同じだということですね。

（「私は当初の場所のことに限って言っているのです。」と呼ぶ者あり）

経営管理部長

現在の病院敷地とその量徳小学校の敷地をあわせたとこに建てるということですね。

古沢議員の提案もそうだったと思いますけれども、以前から総合調整会議においていろいろ建設用地を検討してまいりましたけれども、そのうちのひとつとしては、既に現在の病院の敷地と量徳小学校の敷地をあわせた土地を一つというふうに従来から考えていたものですから、それと築港と、当初は今の病院の土地ですけれども、前はその 3 か所を検討していた経緯があるものですから、以前から市の考え方としても、現在地と量徳小学校をあわせた敷地を一つの候補としていたという意味で、あえてそこには触れていないということです。

北野委員

肝心なことは飛ばして答えるのですね。古沢議員の提案は、資料として配付してあります。市長の意に沿わない提案かもしれませんが、量徳小学校を旧住吉中学校跡地に移転し、新築するというのはいかがかということです。これは後で問題にしますが、場所に限っては並木病院事業管理者の提案と同じですから、この点だけははっきりしています。

我が党にも若干市民の方から問い合わせがありまして、北海道新聞を読んだ方から、今度の新しい病院の責任者は、量徳小学校の跡に病院を建てるのですかという質問が何人かから来たのです。それで、菊地議員が質問したら、市長はそうでなくて、並木病院事業管理者の提言が量徳小学校の敷地と現在の病院の敷地あわせところが最適ということなのです。

ところが、北海道新聞では、見出しでも本文でも、ここにコピーを持ってきましたけれども、量徳小学校の敷地だけが病院の最適地というふうに取り扱われる内容だから、市民からそういう質問が来たというふうにしたので。これは、先ほど念を押したとおり、市長の答弁で紹介されたとおりだということなので、これは誤解を生むので、まずこの点を指摘した上で、並木病院事業管理者の提言に対する市長の見解のうち、我が党として同意できないところがあるものですから、そここのところのみ若干質問をさせていただきたい。

市長答弁では、「ここへの新病院建設は、小学校適正配置計画により量徳小学校が廃校になった場合のみ建設が可能であったことから、当時の状況としては断念せざるを得なかった」と述べているのは、市長が先ほど言われた市民合意で進めていくという点に照らしても、やはりしこりを解消するというふうにならないのではないかと心配するのです。

それで、この判断に加わったのは、市長と教育長と、それからそれ以外の 8 人はみんな退職しているのです。だから、この正式決定に加わったのは山田市長と菊教育長、2 人しかいないのです。それで、2 人だけにお答えいただきたいとは言いませんけれども、共産党が要求して出していた資料の最後のほうに、参考として下段のほ

うに、小学校転用に当たった問題点というところがありますが、五つ挙げているので、これを丁寧に読んでみましたけれども、理事者の説明では、古沢議員の提案を受けて 6 月 14 日に学校適正配置に伴う跡利用検討委員会で、市長その他の関係理事者が出席して決めたとは言っているけれども、新築を検討した節が見当たらないのです。改築したら金がかかるということしか議論していないのです。古沢議員は、新築を提案しているのです。どうして新築を検討しなかったのか、あるいは検討したけれども、今日配られた資料にはミスして書いていないのか、説明をいただきたい。

教育部副参事

平成 14 年度当時でございますけれども、小学校の適正配置の計画案の検討は 15 年度以降にということで予定してございました。そういうことから、特定の学校に関して、具体的なものはなかったということで考えております。

北野委員

何を言っているのか意味がわかりません。古沢議員は旧住吉中学校の跡地に新築をなさいと提案したのです。そして、量徳小学校のところを病院にしたらどうですかという提案なのです。ところが、今日配られた資料では、新築については検討したくだけが見えないから、資料をつくった場合にミスして落としたのか、それとも新築そのものはここでは検討しなかったのかということを知りたいのです。

（総務）企画政策室上石主幹

学校適正配置に伴う跡利用検討委員会ですが、平成 13 年 5 月に委員会が設置されまして、北海道龍谷学園への売却の方針が決定するまでに 8 回開催しております。13 年度に 6 回、14 年度に 2 回開催しております。その中身としては、跡利用として今後の財産処分の手続とか、どういう形で活用できるのかということを中心として議論してきた中で、例えばあくまで公共として使えないのかですとか、13 年 9 月に北海道龍谷学園から売却の要望があったということも踏まえまして売却も含めて検討し、13 年度には 2 回の地区の懇談会も開催しております。そうして住民に説明してきた経過の中で、公共の活用として、量徳小学校とした場合にどうなのかという議論も、14 年の最初のほうからありまして、議論をした中でこういうふうな結果になっております。

北野委員

主幹の言ったとおりで、それはこれに書いてあるのです。古沢議員は新築を提案しているのに、当時の説明は、古沢議員の提案を受けてちゃんと検討したと言っているながら新築については検討していないのですか。この間に新築というのは出てこないから、ミスプリントなのか、それとも量徳小学校の新築そのものが跡利用で検討しなかったのか、そのことを知りたいのです。

総務部長

当時の跡利用検討委員会には、私も事務局で参加をしておりました。すべて覚えているわけではないのですが、当時の議論の中では、古沢議員の質問の中で出された住吉中学校の問題について、建築の技術的な検討をし、先ほどありました小学校転用に向けて、改築した場合、階段の改修が必要であることや、あるいは解体したら幾らかかるといってさまざまなことを検討しましたがけれども、例えば今御質問がありました、量徳小学校を新築したら幾らかかるといって、そこまでの部分は当時の中では、ここに記載のとおり、資料としても全部出しておりませんし、そういう議論は、中身としてはなかったのではないかと思います。どちらかという、あそこの建物を利用していくという方法論についての検討をしたということだろうと思います。

北野委員

そうすると、結局、古沢議員の提案を受けて、4 日後の平成 14 年 6 月 14 日に検討したとは言っても、新築については具体的に立ち上がった検討はなかったということが事の経過だということはよくわかりました。

だから、量徳小学校の統廃合についてのその帰すうがどうなのかかわからないけれども、しかし量徳小学校が強く存続を当時望んでいたわけだから、もし残すとなった場合に、その病院との関連が当然考えられているわけです。

だから、どうして市長自身が量徳小学校の敷地と現在地が病院の改築として最もふさわしいというふうに当初から考えていたのであれば、なぜ市長自身の判断が量徳小学校の帰すうがもう廃校以外にないというようなところに追い込んでいったのか。周りの人もそうなのです。総務部長が事務局だったころ、市長や教育長以外に助役以下 8 人がいたのです。教育長は、学校との関連で、当事者だからよく知っていると思うのです。だから、どうして病院との関連を考えないでこういうことをやったのかということが私は疑問なのです。このことは後で聞きますから。

次に移ります。

共産党提出資料の 2 を見ていただきたいと思います。先ほど紹介した共産党要求資料を問題にした最後のくんだり、から までありますが、ここでは、よく見れば、改築したらどのぐらいかかるのかということが検討されています。けれども、資料 2 を見ていただきたいのですが、この中で、今回、塩谷中学校から始まった 42 回にわたる各学校と教育委員会庁舎での説明会、この中で参加者から質問されて教育委員会の幹部職員が答えている中で、共産党が書いてあることがいろいろ答弁になっているのです。それで、要するに教育委員会として、廃校になった小学校の跡地に中学校、またその逆の利用について可能だというふうに参加者に説明しているのですよ。こういう現在の教育委員会の立場であれば、財政状況がまだ現在よりよかった平成 14 年度で、量徳小学校の新築を検討しなかったというのは理解できないのです。なぜ新築を踏み込んで検討しなかったのか、もっとわかるように説明していただませんか。

教育部長

まず一つ、御理解いただきたいのは、平成 14 年というのは、御承知のとおり、3 月 31 日に三つの中学校を閉校にする。そして、教育委員会としては、次に小学校の適正配置に取りかかっていくという時期でありまして、その段階では、もちろん量徳小学校も含めてですけれども、具体的にどの学校を対象にするとか、どういうスタンスで小学校の適正配置計画を策定していくとか、11 年につくった基本方針は持っていますけれども、それは今後いろいろな説明会をやっていくということで、14 年、15 年とそれぞれ地域での説明会もやってきました。ですから、その段階でどこを改築する、どこをなくするという、そういったことでの議論というのはまだ全然始まっていなかったというのがその 14 年当時の状況というふうに考えています。

ただ、今回、資料 2 の中で、地域説明会の中でいろいろな質問が出て、この記載にありますとおり、私どもも答えております。ただ、今回の説明会は、既に再編計画の素案というものをつくって、この地区については、例えば小学校 4 校を 2 校、中学校 3 校を 1 校にするという、そういう考え方をまず示しています。

それで、どこの学校が残るのか、そういうのは 22 年度から議論をしていく。ただ、その中で、ここの学校がもう築 50 年近くたっているといった場合には、それは残るのであれば当然改築ということも含めて、考えていかなければならないということで、一般論としてそれぞれの説明会の会場の中では申し上げているといったことで御理解をいただきたいと思います。

北野委員

病院の経営管理部に伺いますけれども、平成 14 年ころだったと思うのですが、市立病院総合調整会議で市長が再三おっしゃるように、小樽病院の敷地と隣の量徳小学校の敷地が面積から考えられる点として一番適切だということで、そのほかに二つ、合わせて三つ、候補地として挙げられているのです。これは、いつの市立病院総合調整会議で決めたのですか。事の経過からいって、いつかということだけははっきりしてもらいたい。私は、当時の議論から、14 年ころでなかったかという記憶しかないものですから、厳密に答弁してください。

（経営管理）管理課長

市立病院総合調整会議の中で、その三つの土地について比較検討を行った時期というのは、平成 14 年 2 月 14 日の調整会議の中で行ってあります。学校の面積から考えられる土地として……

（「そこで三つに絞ったのですね。」と呼ぶ者あり）

（経営管理）管理課長

面積から考えられる土地としてこの三つを出して、それぞれの比較検討を行っているということになっております。

北野委員

だから、市長がその合意を受けておっしゃっていることだというふうに思うのです。大野部長、事の経過から言えば、あなたはどこにいたか私はわからないけれども、もう既に量徳小学校の敷地と小樽病院の敷地を合わせたところが になっているのです。一番有力な候補地になっているのは、庁内の会議でもう決まっているのです。私はそういう情報が入るから、共産党として古沢議員の代表質問のときに、先ほど言った具体的な提案をさせていただいたのです。にもかかわらず、住吉中学校を双葉高校に売り払ってしまった。量徳小学校の生きる道がなくなったということから、選択肢がないわけだから、いろいろとトラブルが起こった。病院のことだろうというふうには普通は思いました。けれども、教育長はじめ皆さんは、平成 14 年、15 年の量徳小学校の説明会で、学校適正配置と病院の建設は関係ないと繰り返し言ったでしょう。あのときは、大野部長も最後に市長の代理で出てきて、量徳小学校で話したことを私は覚えています。そういう経過があるのだから 14 年 2 月に病院の敷地として、量徳小学校を含むところが大変いいというふうに言っておきながら、何で新築を検討しなかったのかというのが依然として疑問です。だから、こういう経過から言えば、結局病院は築港につくるつもりだったから、もうとにかく何を言っても聞く耳を持たないということで築港にしたのでないのかと言われても仕方がないのです。この点で私はみずから庁内の病院総合調整会議で、14 年 2 月に決めていながらこういうことをやっていたというのは、全く解せないのです。

それで、次ですが、共産党要求資料の中で、これを見ればわかるけれども、小学校転用に当たっての問題点についてお金のことしか書いていないのです。それで、大野部長は祝津小学校の説明会で保護者から、小樽市は財政が苦しいけれども、中学校を新しく建てる力はあるのかというふうに聞かれて、何と説明しましたか。

教育部副参事

私どものほうでメモをとってございますので、それに沿って答弁をしたいと思います。説明会でいろいろな説明をしているものですから、北野委員のメモとちょっと表現が異なる部分がありましたら、御容赦願いたいと思います。

「一般論という前提で、例えば小学校が 4 校あるところが 2 校になるとすれば、残りの 2 校の土地というのはあくわけです。そうしたら、そこに中学校を建てるということもあり得ると思っています」というような説明をいたしております。

北野委員

聞いていることに答えてないです。大野部長自身に答えてほしいと言ったのです。今、山村副参事が言ったのは大野部長が話したくだけりです。その後、大野部長が何と言っているかと言えば、この資料に書いてあります。「仮に手宮小学校などが新しい学校として統合校となったら、新築しかないと考えている」と、こうやって答えているのです。これは、うそではないでしょう。だから、学校統廃合の今回の計画で、いろいろあなた方の説明を聞いていくと、新築を明確に視野に入れていて、それも 1 校だけではないのです。まだ色内小学校までしか説明会やられていませんけれども、二十何回ですか。

（「26 回」と呼ぶ者あり）

26 回なのですか。ですから、42 回のうち 26 回やられている範囲でも、複数新築を視野に入れているのではないかというふうに思われる説明を学校説明会でやっているのです。そうであれば、財政がこんなに苦しいときに、いくら 15 年のスパンでやるにしても、複数の学校の新築を考えておられるのであれば、苦しいことには違いないけれども、もっと財政が今よりもよかった平成 14 年のときに量徳の 1 校ぐらい新築を考えてもいいのではないかというふうには私は思うのだけれども、何であのとき新築は考えられなかったのですか。

先ほど大野部長は、学校の適正配置の流れで、14 年はまだどこにするか決めていなかったとお話しになりましたけれども、こちらはきちんと具体的な根拠を持って提案しているのです。庁内の総合調整会議の結論が伝わっているから聞いたのですけれどもね。だから、ああいう説明では、知らない人だったらごまかされるけれども、当時のことをよく知っている私だったら絶対通用しないです。教えてください。

教育部長

まず、前段の私の発言の部分なのですが、確かに資料の中にも書かれているとおり、先ほど申し上げたような質問については私は答えています。ただ、ここは七つの学校を新しく新築するというだけではもちろんなくて、全部一般論という中で、先ほどから申し上げている 4 校を 2 校、あるいは 3 校を 1 校にする場合に、その統合校が既に 50 年を経過し、改築期を迎えている学校であって、そこを残すという判断をするのであれば、そこは改築をしなければならないということで、どの会場でも申し上げていることであり、この七つの地区で改築する学校があるということを行っているのではないということは御理解いただきたいと思います。

（「私は、そんなことは言っていないでしょう。だめだ、そんなの」と呼ぶ者あり）

それともう一点、確かに委員のほうから、病院を量徳小学校に、量徳小学校を住吉中学校に移すという御提案をいただいたというふうには思います。ただ、実は平成 14 年当時、私は学務課長でしたので、教育委員会の内部の議論では一定程度は参加しておりましたけれども、当然中学校の 3 校の閉校が終わって、次の小学校の適正配置をどういう形で進めていくかということを考えていく状況でありまして、その住吉中学校があいたから、そこに量徳小学校を移すということはやはり教育委員会の主の議論ではなく、小学校の適正配置というものを考えていくというのが教育委員会としての当時の基本的なスタンスであり、議論していく方向性ということで、住吉中学校を小学校に直して量徳小学校を入れるということまで話を進めていくということは、教育委員会の立場としてはないということをお断りさせていただきます。

北野委員

大野部長がいくらそうやって言ったって、さっき紹介した売却を決定した中に教育長は入っているのです。だから、量徳小学校をどうするかということはもう教育委員会は大体わかっていたのだから、あなたは学務課長で何をしたか知っており、教育長はそれを知らない人ではないのです。知っている上で跡地利用委員会に出て、そして住吉中学校を双葉高校に売るということにあなたも賛成したのでしょうか。そういうのが、私は見通しのないやり方だと言っているのです。これは指摘だけしておきます。

それから、今日出していただいた共産党要求資料の、教育環境が低下するということですが、その具体的例として、グラウンドは住吉中学校が 3,377 平方メートル、量徳小学校が 6,600 平方メートルで、体育館もありますけれども、グラウンドが狭くなるから、教育環境の低下だと言ったわけでしょう。

そこで伺います。5 月 28 日の末広中学校の説明会で、山村副参事が、この地区、手宮・高島地区は小学校 3 校があくので、ここに中学校が新たに考えられると説明すると、すかさず参加者から、この地域の小学校のグラウンドは狭いのですと、こうやって質問されたことに対して、山村副参事は何とお答えになりましたか。

教育部副参事

中学校が新たに考えられるという部分では、それだけを言ったわけではなくて、この地区は、2 校中学校がございますので、2 校のうち 1 校が統合校とする A 案、別の 1 校にする B 案、そして小学校の敷地を使うという C 案、そういう幾つかのプランの中で触れたものでございます。

そこで、私の発言内容でございますけれども、この地区の小学校のグラウンド面積は、手宮西小学校は上に広いスペースがありますが、手宮小学校にしても、制約はありますが、その制約が 1 点あるがゆえにそれから先に進めないという話にもならないので、それは大きな要素として頭に入れながら、次善の策はどうするかを話し合っていかなければならない、知恵を出し合って、ではどうするかということを探っていきたいというふうにお話をしまし

た。

北野委員

そのくだりも私は知っているのです。けれども、そこは今の議論とあまり関係ないから言わなかったのです。あなたは、今、後段説明したその前に、重要な 3 行を抜かして言っているのです。

いいですか、あなたは参加者にこうやって言ったのです。ここに学校敷地の資料があるが、未広中のグラウンドは 6,300 平方メートル、北山中は 9,000 平方メートルだが、菁園中は 3,000 平方メートルしかない。それでも工夫してやっている、あなたは開き直ったのです。今、住吉中の話をして、量徳小よりも住吉中のグラウンドが狭いから教育環境の低下だと言っておきながら、菁園中はたった 3,000 平方メートルしかないのに工夫してやっている、工夫しなかったら先に行かないではないかと、こうやってあなたは言ったのです。だから、教育委員会の言っていることは、今回の学校適正配置は、教育環境の低下はもうわかっているけれども、私たちはやる以外ないのだと、こういうことをおっしゃっているのです。違いますか、私の理解は。

教育部副参事

先ほどの私の答弁は、説明会では結構長い時間、説明をしましたので、ちょっと部分的にピックアップしました。確かに、グラウンドの面積の比較ということでお話をしました。それは、会場からの御質問に答える形で、私が説明会でお話しする際には、よりわかりやすい説明を心がけているということから、施設台帳上の面積ではなくて、のり地や取付け道路部分、そういったものを除くグラウンドの実面積ということを押さえているものをお話したということでございます。

北野委員

私もそうだと思うのです。けれども、グラウンドは狭いけれども、それを工夫してやってもらわないと学校統廃合は進まないと言っているから、問題ではないのかと言っているのです。

教育部長

確かに、今日資料で出されている部分、住吉中が 3,000 何がし、量徳小が 6,600 平方メートルです。これは、量徳小のグラウンド面積と、当時閉校した住吉中のグラウンド面積を単純に比較して、それでグラウンドという部分についてどちらの教育環境がよいのかということでは、やはり広いほうがよいというのは、それはここに書いてあるとおりです。ただ、今、私どもが地域説明会で言っているのは、先ほどの議論とも関連しますけれども、例えば校舎が新しいというのもやはり統合校にするときの一つの要件になると思います。それから、交通の便というのはやはり大きな要件になります。グラウンドも校地面積全体もそうだと思います。そういった部分全体を含めて、そうしたら統合校はどこにするのが最もよいのだろうということを来年度以降議論していきましょうということで、仮に菁園中のように、3,300 平方メートルという面積であっても、それはやはり工夫して、グラウンドの部分だけは使っていかなければならないということでお答えしているわけでありまして、そのグラウンドだけの面積、あるいは通学距離だけ、あるいは学校施設の状況だけで統合校を決めるというスタンスには教育委員会としては立っていない、いろいろな要素を含めて 22 年度からの議論をしていきたいという立場で説明会では申し上げているということで御理解をいただきたいと思います。

北野委員

それでは、今、大野部長も山村副参事もお認めになりましたけれども、教育環境の低下ではないと、そういう言いわけをされているけれども、平成 14 年度の量徳小学校の児童数は 186 人、6 学級、プラス、今の特別支援学級に当たる子供が 3 人で 2 学級だったのです。現在の菁園中学校の生徒数は何人で何学級、特別支援学級は何人で何学級ですか。

教育部川田次長

菁園中学校の生徒数につきましては、312 人です。そのほかプラスとして特別支援学級に 13 人おります。学級数

については、普通学級は 9 学級、特別支援学級は 3 学級であります。

北野委員

こういう当時の量徳小学校の生徒数や学級数よりも、現在の菁園中学校のほうが生徒数もクラスも多いのです。しかし、グラウンドは大変狭く、量徳小学校の半分しかないわけです。だから、教育環境の低下になるけれども、そういうことをあなた方は詳しく説明しないで、工夫してやっていかなければならないというふうに保護者に説明するから、それは少し乱暴でないかということで、戒めで私は意見を述べているのです。

それで次、教育委員会にお尋ねしますが、並木病院事業管理者が市立病院移転に関して提言して、市長の答えもはっきりしました。それで、今回の説明会は、まだ量徳小学校では開かれていません。ここで、病院と量徳小学校の関係をどのように参加者に説明なさるのですか。

教育部副参事

まず、7月2日の量徳小学校を会場にする素案説明会でございますけれども、これについては、素案の説明ということから、まずはほかの会場と同様に、素案の内容について説明をし、それに対しての質問あるいはこれからの計画づくりに対しての意見をいただいきたいと、まずはそういうスタンスで考えております。

市長

新聞報道でいろいろ出ましたので、かなり誤解を受けている部分があります。もう既に市長は量徳小学校の跡に病院を建てるのだという話が堂々と出ていますから、これはやはり誤解を解いていかなければだめだと思いますので、7月2日の量徳小学校の説明会では、市のほうから病院関係者が行って、今までの経緯・経過、これをまず説明しまして、あとは教育委員会の適正配置の説明をやってもらうというふうに仕分けしてやりたいと思っています。混乱のないように議論していきたいと、そう思っています。

北野委員

並木病院管理者も、先ほど紹介した、マスコミに「これからが説明していく正念場だ」というふうに事の重さを認識されているようですから、病院関係者ばかりでなくて、教育委員会もこういう大事な認識は共有して、遺漏のないようにやっていただきたいということは強くお願いをしておきますし、前段述べました私どものこの問題に対する見解で、市長の重要な答弁もありましたから、以後こういう問題をベースに展開していきたいということを述べて、私の質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

病院局長が退席されますので、少々お待ちください。

（病院局長退席）

自民党の質疑に移します。

鈴木委員

本定例会の自民党の濱本議員の代表質問の中から何点が質問させていただきます。

「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業について

まず、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業について聞きます。

繰り返しになりますが、合計団体数と助成予定額を教えてくださいたいと思います。

（産業港湾）田宮主幹

これまでに指定申請した団体数が 33 団体で、その助成予定額が 1,670 万円、今後、申請が見込まれる団体数は 11 団体で、その助成予定額は 530 万円になります。

鈴木委員

それで、助成予定額が 2,200 万円ということでございますけれども、その後の御答弁に、いろいろお聞きしてというのがありますけれども、もうちょっと具体的に、今後のこの 2,200 万円の見込みである支出がこういった形で反映されるかを調査する名目といたしますが、中身を教えていただきたいのですけれども、これから助成して、いろいろな活動をしていきますね。そういうところへ行って聞き取りをすとか、そういうお話があったと思うのですけれども、それについて具体的に教えてください。

（産業港湾）田宮主幹

検証ということによろしいですか。

鈴木委員

はい、そういうことです。

（産業港湾）田宮主幹

事業終了後の助成金交付申請の際に、事業の成果と今後に向けての考えを報告していただくことになっています。また、さらに各商店街団体が事業終了後に、その都度報告会を行うと思いますので、できる限りその場に直接出席させていただいて、御意見を聞いて、来年度以降の商店街活性化施策に反映させてまいりたいと、このように考えております。

鈴木委員

この 2,200 万円をキャンペーンで有効に使っていただいて、商工業やまちづくりなど、一生懸命活動していただきたいという趣旨でございますね。

前定例会の補正予算が可決となって、この事業をやるのですけれども、先般札幌市でプレミアム付商品券というのが出ておりました。私はこの方法でいいというふうに思っておりますけれども、やはりちまたで市民の方に聞きますと、どうしてそのプレミアムにしなかったのかという声を多数聞くわけでございます。

そこで、市はどうしてそのプレミアムという方向を使わないで、この方式にしたかということをお聞かせください。

（産業港湾）田宮主幹

商売の主役は個々の店であり、店同士が協力し合って来客の相乗効果を生み出していくのが商店街や市場、あるいは同業者の組合などであります。

小樽市といたしましては、市として一括してプレミアム付商品券を発行するという施策よりも、各商店街団体それぞれの特徴に合わせて、自分たちで創意工夫をして、知恵を出し合って行う販売促進活動を手厚く支援していこうと、そのように考えております。

鈴木委員

それで、先ほどの検証はどうするのですかという話に戻るので。そういうところを、やはりこの施策でよかったというふうに、実績がわかるような、それについて何か特殊な意見の聞き取りなどがあるのかということを知りたいのですけれども、それについていかがですか。

（産業港湾）田宮主幹

これまでに実施した商店街団体から、まだ報告会という前に、その都度実際どうでしたかという話を伺ったりしております。そういった中で、来街者が増えるなど、販売促進活動につながっているとも聞いておりますし、また商店街団体そのものに注目した場合に、40 数年ぶりという商店街をはじめとしまして、久しぶりにその売出しセールを行う商店会や初めて売出しセールを実施した商店会、あるいは新たに組織がつくられた商店街もあります。また、実施に際し、会員以外の店主にも声をかけて、輪を広げて販売促進活動に取り組んでいる商店会もあり、商店街等の活性化に寄与しているものというふうに認識しております。

鈴木委員

このキャンペーンセールは、まだまだ途中のところもありますし、これからやるところもあるということで、全部終わりましたからしっかり検証していただきたいというのは、やはりこの分野に対して手厚いといいますか、ほかの商工業者からすれば、やはり恵まれているというふうなお考えのところもあると思うのです。そういったときに、ここがこれだけの支援を受けて、その波及効果として小樽の経済が潤ったということ、市としてもしっかり発信していただきたいということなのですから、それについてはいかがでしょうか。

（産業港湾）田宮主幹

今、鈴木委員がおっしゃったとおり、波及効果という面では、例えば商店街そのものにも直接支援を行っているわけなのですが、ほとんどのところが例えばチラシをつくり、そして新聞折り込みをするという活動をしております。そういった意味で、市内の印刷業とか、新聞の折り込み販売所とか、そういういったところも効果が行っているものと思っております。

ただ、最終的に、総括的にどの程度波及効果があったかということをもとめて、来年度以降の施策につなげていきたいと思っております。

鈴木委員

それと、お願いなのですが、今回は予算がついたけれども、やはり 1 回ではなかなか再生できない商店街もたくさんあるという思いがあります。そういったところに、今回と同じような手当はできないとは思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

（産業港湾）田宮主幹

今、委員がおっしゃるように、来年度も今回のような予算規模で支援していくというのは非常に難しいこととは思いますが、ただ、そういった中で、先ほど申し上げましたように直接皆さんとお話をさせていただいて、意見を聞いていきますが、やはり来年度以降、その限られた予算の中で、どういったことを優先して支援をしていけるのか、あるいは今回もいろいろ皆さんにやっていただいていますけれども、その中でどのような効果があって、今後、どのような形でやっていくとか、そういったことを商店街の皆さんとも話し合いながら進めてまいりたいと思います。

鈴木委員

宿泊滞在型観光の実現に向けた取組について

次に、産業振興の中で、宿泊滞在型の観光の実現に向けた取組ということで、何点か代表質問の中でお聞きしております。今、やはり小樽の飲食店は、本当に疲弊しております、別に市内の方にはもちろん食事に来ていただきたいし、お金を使っていたきたいのもそうですけれども、この宿泊型観光というのはすごく頼りにしております。そうした中で、こうやったらだんだんよくなるというのではなくて、なるべく即効性のあるものがありましたら、教えていただけますか。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

滞在型観光の推進についてのお尋ねでございますけれども、観光基本計画の中での目標といたしましても、宿泊滞在型観光への移行を目指すというような形になっておりまして、さきの代表質問の中でも市長のほうから、その中でも時間消費型観光、少しでも観光客の方に滞在時間を延ばしていただく、それがひいては滞在型のほうにつながっていくと答弁しております。その中で、雪あかりの路の期間中に、堺町の店舗の皆さんにお願いして開催しました時間延長でのナイトマーケットの開催とか、同じく雪あかりの路の期間中にやりましたバックヤードツアーの開催などというものも、その取組の一つと考えております。

実際、宿泊に直接結びつくような取組といたしましては、例えば昨年年末に行いました札幌市の企業に対する忘新年会プランの情報提供とか、本年度の 9 月に、小樽商科大学との連携で実現いたしました小樽商科大学シニア

アカデミーというものを開催いたします。これは、3泊4日で全国から商大OBの方を中心に、久しぶりに小樽のまちに来ていただいて、宿泊しながら小樽商大のほうで学んでいただくという取組でございますけれども、これなどは全国に向けた宿泊滞在型のメニューというふうに考えております。

鈴木委員

それと、御答弁の中で、地域魅力度アップ観光イベント創出事業があったのですが、観光客の滞在時間の延長、ひいては宿泊滞在型へ移行というお答えでしたけれども、この事業と宿泊滞在型へ移行というところの結びつきをもうちょっと詳しく教えてください。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

本年度新たに創設いたしました地域魅力度アップの助成金の事業でございますけれども、この事業は、地域の魅力度を高めまして、時間消費型に結びつくような新しい観光イベントを開催する団体に対しまして支援するというものでございますけれども、これは単なるイベント助成という形ではありませんで、今、委員がおっしゃいましたように、滞在時間の延長が図られるような取組、そういう取組が一つの要件になっておりますので、例えば地域内の名所をめぐるツアーとか、あと宿泊施設などもタイアップでイベントの誘導を図っていくような形とか、あるいは夜の飲食店などとのタイアップなども考えながら、そういう観光客の滞在時間につながるような取組をした場合には助成するという制度でございますので、今後、公募をされる団体から御相談があった際には、そういうような取組ができないかというのを十分に協力、助言等をしていく中で、少しでも滞在時間が長くなるような取組になるような助成制度という形で考えております。

鈴木委員

平成 21 年度小樽市水道事業会計資金計画について

続きまして、この前資料でいただきました平成 21 年度小樽市水道事業会計資金計画の中から、何点が伺います。まず、上水道の件でございますけれども、営業収益の欄を見ますと、前年度に比べ 9,746 万 7,000 円の減ということになっておりますけれども、この中身を教えてください。

（水道）総務課長

営業収益 9,746 万 7,000 円の減のうち、給水収益、水道料金ですが、約 8,800 万円になり、そのほとんどを占めています。給水収益の減は、人口の減少や景気の低迷によるものです。

鈴木委員

それでは、営業費用が 6,665 万 2,000 円増えている分の中身を教えてください。

（水道）総務課長

営業費用の 6,665 万 2,000 円増についてですが、主な内訳は、人件費と維持管理費です。人件費につきましては、職員の減により 1,900 万円の減となりましたが、維持管理費につきましては、浄水場施設運転管理業務委託の拡大等により、委託料が 2,900 万円の増、配水管や給水管の修繕等に係る委託工事費が 2,300 万円の増、北海道に支払う朝里ダム管理負担金が前年度決算見込みでは未払金となり、ゼロですが、当年度は 21 年度中に支払うものとして予定しており、これに伴い負担金が 1,600 万円の増、その他として薬品費、手数料、賃借料等も増となり、維持管理費全体では 7,900 万円の増となっております。

鈴木委員

今お聞きしましたのは、要するに水道事業は、企業会計の中で本当に優良といえますが、我々はそういう認識なのです。今まで健全経営されていまして、すごく頑張っていると思っていました。

ところが、今の 2 つの要素を合わせると 1 億 5,000 万円ぐらい悪化しているということでございますけれども、今後の見通しは大丈夫なのでしょうか。

（水道）総務課長

この資金計画は、当該年度の受入れ資金と支払資金の内訳を表しているものであり、経営状況につきましては、この資金計画から直接に導き出せません。このため、経営状況については、損益収支で説明させていただきます。

損益収支は、給水収益が大幅な減収となる厳しい状況にあります。借換債による企業債の支払利息の軽減や人件費の減などにより、2億8,500万円の純利益を計上できる予定となっております。また、年度末における資金状況も、6億2,600万円の資金余剰を生じる見込みであります。

水道局長

今、総務課長のほうから、平成 21 年度末見込みの数字を示しましたが、今後の水道事業の見通しということでございますけれども、確かに今、20 年度末で約 7 億円の資金余剰があるという状況であります。一定程度の健全性は保っているというふうには思っていますけれども、ただ 11 年度以降で見ますと、給水収益が毎年、前年度を下回っているというのが心配です。

20 年度の一つの特徴としましては、やはり業務用が、今までの減り方より 4.1 パーセント減となっております。これは、家庭用よりは大きな落ち込みになっていまして、明らかに毎年、対前年度 2 パーセントから 3 パーセントは残念ながら下回っているような状況になりましたけれども、やはりこの景気の低迷というか、景気の落ち込みがさらに大きくなったということが表れていると思いますし、21 年度はなかなか難しい状況だと思いますが、今後右肩上がりになるということはなかなか考えられない、そういった中で、我々はこのような状況を踏まえた中で、やはり入りをこういうふうに踏まえたら、出るほうをやはり考えていかなければならないわけですので、より一層経費の節減策を考えていかなければならない、そして経営体制の維持をしていかなければならないというふうにいるところなんです。

ただ、一つ、水道事業もそうなのですが、いわゆる 6 施設の更新という大きな計画的な更新という問題がありますので、こういったものを今ビジョンの策定を今年度中にしますけれども、こういった中できっちり計画的なものを整理して、そしてなおかつ経費の節減に努めた中で健全財政をどうように維持していくかということ職員一丸となって進めていきたいと思っております。

最後になりますけれども、我々にしては、やはり料金値上げというものは最後の手段だと思っていますから、やはり 1 年でも先に延ばすというのは我々の努力でして、これがいわゆる我々の使用者に対する大きなサービスだと思っていますので、頑張ってもらいたいと思います。

鈴木委員

下水道も聞こうと思いましたが、今のお話ですと大丈夫という気がします。

それで、今おっしゃったように、やはり水道料金の改定ということになったりすることのないように、中身的にいいうちに頑張ってもらいたいということで、私の質問は終わります。

濱本委員

教育委員会に何点かお聞きをします。

学校評価について

学校評価について質問させてもらいましたけれども、それに付随して、もう一回ちょっと確認の意味も含めて質問をさせていただきます。

主に、時系列的に聞きますので、まず平成 18 年 3 月に文部科学省がこの義務教育小学校における学校評価ガイドラインというのを作成しました。残念ながら、教育委員会の事務の点検及び評価についてという冊子の中には、この 18 年 3 月以降に、教育委員会議の中に、これが報告事項ということがないものですから、そこをまず確認したいのですが、教育委員会議の中でこのことは報告されたのでしょうか。

（教育）総務管理課長

教育委員会議に対しましては、昨年 3 月の定例会で改定内容につきまして報告させていただいたところでございます。

濱本委員

昨年の 3 月ということは、平成 20 年 3 月ということですね。18 年 3 月に文部科学省がこの学校評価を出していて、そこから教育委員会議には報告していなかったということですか。

教育部川田次長

平成 18 年 3 月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が変わりまして、19 年度、私どものほうでは 9 月の定例会の中で、この法律の改正を含めた形でこの学校評価については報告をさせていただいているところでございます。

濱本委員

平成 19 年 9 月ですか。それは、今回の事務の点検及び評価のところには、報告事項ということでのっているということですね。今、ちょっと手元にあるのかわからないので確認はできませんけれども、ペーパーの中にこの項目で、いわゆる地方教育行政法の部分の説明という項目があるということですか。

教育部川田次長

報告の中で、いわゆる地方教育行政法の改正についてということで、その項目は設けてございます。

濱本委員

それであれば、きちんと報告はされているのだろうということで納得はします。

その次に、この平成 19 年 10 月の学校教育法施行規則第 66 条、第 67 条、第 68 条というのが新たに新設をされました。自己評価の実施、保護者など関係者評価の実施、公表、そして自己評価、関係者評価を設置者に報告すると 3 点あります。そして、この中で、この自己評価及び学校関係者評価は、PTA 総会、学校だより、ホームページ、地域広報誌などに掲載をして、広く知らしめるとあります。

そこで、1 点目に聞きたいのは、大変素朴な質問で申しわけないのですが、小樽市における学校設置者というのはだれなのですか。市長でしょうか、教育長でしょうか、教育委員長でしょうか、教育委員会議なのでしょうか。

（教育）総務管理課長

学校評価の報告書につきまして、これを報告する設置者といえますのは教育委員会ということで、教育委員会議が最終的になると思います。ただ、報告書につきましては、私ども事務局のほうでまず受け取りまして、教育委員会議に報告する形になると思っております。

濱本委員

ここで言う設置者が教育委員会というのはわかりましたけれども、

（発言する者あり）

濱本委員

ああ、そうですか。いや、それはいいのです。

それで、ここの設置者は、法律でいくと、適切にこの報告を受けて、人事予算上の支援、改善策を講じるというふうにあります。今、おっしゃったように、教育委員会ということであれば、教育委員会に人事編成権もありませんし、予算編成権もないというのが、ちょっと矛盾しているのですけれども、そうすると、最終的にはこの報告を受けて、市長に予算編成権があるわけですから、市長にお願いをしなければならない。100 パーセントのお願いが通じるかどうかもわからない。市長は、歳入歳出予算のうち、教育に関する事務、その他うんぬん、教育委員会の意見を聞かなければならない、これは第 29 条にあります。そういう意味では、ぜひ今年、新たにこういう報告が出たので、市長にお願いをしていただきたいですし、市長はそのことを踏まえて、新年度はまだ先ですけども、人

事のことは別として、予算の部分ではお願いをしたいと思いますけれども、いかがですか。

市長

毎年度そうですけれども、教育委員会のほうの要望を受けまして、財源を見ながら予算措置をしていますので、引き続き今後とも努力していきます。

濱本委員

要は、今まではこういう学校評価があって、それで予算要望がその上で組み立てられて、市長に届けられるということではなかったものですから、こういう新しい仕組みができて、それを元に予算要望が上がる、今までとはちょっと質が違おうと思うので、その辺のところを踏まえて御理解をいただきたいというふうに思います。

それで、この公表の部分なのですが、ホームページと学校だより等々ではきちんとやられているのだろうとは思いますが、少なくともホームページの部分では、6月の初めに一応見せてもらいました。市内の小学校で学校評価が記載されていたのは、27校中2校です。中学校に至っては14校のうちの1校です。確かに努力目標ではありますがけれども、これではあまりにも情けない状況ではないですか。もっと言うと、ホームページの更新が平成20年度に行われて、要は今年の3月までに行われて、それ以降行われてないのが小学校27校中、10校です。そして、最後の更新が平成20年の12月以前になっているのが、27校中8校です。その後は新学期を迎えても更新されていないのです。

（発言する者あり）

いやいや、だから、こういう状況になるのは、更新のやり方が何か問題があるのではないのか、どういう更新のやり方をしているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

（教育）指導室長

現在、各学校のホームページにつきましては、各学校からデータを教育研究所のほうへ送りまして、教育研究所で更新している状況ということになっております。

濱本委員

要は、各学校からデータが上がってこないから更新ができないということですか。

教育部長

各学校のホームページというのは、基本的には各学校の校長が管理するというので、私どももその学校ホームページの要綱というのをつくって、それに基づいてやっております。

ただ、現状として、各学校が独自でホームページの更新ができるというのは極めて少ないです。ゼロではないですけれども、極めて少ないです。ただ、ホームページというのはやはり一つの情報手段ですから、私どもとしては、学校からデータを集めて、それで教育研究所で更新しているというのが現状なわけです。ですから、根本的な解決というのは、まずやはり各学校で更新できるよう、そのことを覚えていただかなければならない。ただ、全部覚えるまでホームページができないというのもやはり寂しいですから、教育委員会はお手伝いしているという、そのような体制であります。

濱本委員

今の手続としては、学校にホームページの更新できる能力のあるスタッフがいらっしやらないから、教育研究所にデータが行って、簡単に言えば紙データでも何でもいいのですけれども行って、それで各学校のホームページが更新されているというのが現実で、間違いはないですね。それで、上がってこないというのは、やはりそれぞれの学校に対する働きかけが足りないのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

（教育）指導室長

これまでも濱本委員からいろいろと意見はいただいておりますので、そういうことを踏まえながら、平成20年度の後半から、特に新年度になる場合については速やかに更新するようということで、各学校に指導しております。

今年度につきましては、更新の状況を見まして、個別にまだやっていないのでしょうかというようなことで話をさせていただいているのですが、現在のところ先ほどお話があった件数よりは今日検索したところでは若干少なくなっておりますけれども、また改めてそのように個別に指導を続けていきたいというふうに思います。

教育長

濱本委員の御指摘のホームページにつきましては、まだでこぼこございますが、ただ公表という観点からは、学校だよりの後ろに、必ず年度末や学期末に各学校で載せてございますので、保護者の目には必ず行き届いているものと思っております。

ただ、新しい機器の管理などにつきましては、これからさらに検証を含めまして、できるだけ早くどこからでも引っ張り出せるような創意工夫はしていきたいものと思っております。

濱本委員

今回のこの学校評価に関して言えば、保護者だけではなくて、地域住民にも広く公表ということがうたわれているわけなので、その一つの媒体としてはホームページがやはり必要なだろうと思うのです。代表質問の中でも言わせてもらいましたが、それぞれの学校が無理なのであれば、教育委員会に報告書が上がってきているわけですから、教育委員会のホームページの中で一括公表をするという手もあるはずですから、それはぜひ、御検討するというところで答えはいただいていたけれども、早急に実施できるように頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、根本的な部分で言うと、やはり各学校の経営というか、運営に関して、それぞれの学校の独自性はたぶんあるだろうと思うのです。しかしながら、やはり最低限の基準のためには教育委員会が支援するなり指導するということは必要だろうと思うのです。これは、学校経営に関しても、学級経営に対しても、今の例えばホームページに関しても、学校評価の例えば評価委員に対する研修のものに対しても。そういう意味では、今まで以上に指導室も含めてそうですが、学校支援について力を入れて、小樽の教育の意欲が、若しくは学校水準や学校経営が上がるように努力していただきたいと思っておりますけれども、教育長の見解をいただきたいと思っております。

教育長

各学校のそれぞれの特色は十分尊重しながら、今、濱本委員がおっしゃいましたように、私どもで支援できるものはどんどん支援していきながら、学校評価のみならず、それぞれの学校のよさが見られるような、そういう環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 12 分

再開 午後 4 時 45 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成 21 年度小樽市一般会計補正予算については否決とする討論を行います。補正予算全体は、町内会館等建設助成金、出産育児一時金の増額分の一般会計からの繰出し、また小中学校耐震

補強にかかわって、新たに 2 校分の校舎等耐震診断事業費など、市民の要望にこたえた事業への予算措置であり、こうした事業が地元業者へ発注され、地域経済への波及効果を望むものです。しかし、たとえ少額であれ、憲法 9 条の改悪をねらった国民投票名簿システム構築経費についての予算が含まれています。

改めて指摘しておきますが、安部元首相が自分の任期中の改憲も目指す、そのための手続法だと言明し、時代にそぐわない条文の典型は 9 条だとまで述べ、みずからの改憲スケジュールに沿って強行成立させたのが改憲手続法ですから、そのねらいはおのずとはっきりしています。しかも、改憲手続法は、内容上も不公平で、反民主的なものであり、こうした法案に係る予算の計上に同意するわけにはいきません。

なお、詳しくは、さらに本会議で述べることにして、討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも大竹副委員長はじめ委員各位と、市長はじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。